

平成 1 8 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 5 号）

平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日（金曜日）

平成18年第4回定例会

富良野市議会会議録

平成18年12月22日(金曜日)午前10時11分開議

議事日程(第5号)

- 日程第1 議案第1号 平成18年度富良野市一般会計補正予算(第7号)
議案第8号 富良野市財政調整基金の処分について
- 日程第2 議案第2号 平成18年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第3号 平成18年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 平成18年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第5号 平成18年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第6号 平成18年度富良野市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第7号 平成18年度富良野市ワイン事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第9号 富良野市副市長定数条例の制定について
議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第27号 富良野地区学校給食組規約の変更について
議案第28号 富良野地区環境衛生組規約の変更について
議案第29号 富良野広域串内地組規約の変更について
議案第30号 富良野地区消防組規約の変更について
- 日程第9 議案第10号 富良野屋外スポーツ施設設置条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について
- 日程第11 議案第13号 富良野市公民館設置条例の全部改正について
- 日程第12 議案第14号 富良野文化会館条例の全部改正について
- 日程第13 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第14 議案第15号 富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について
- 日程第15 議案第16号 富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について
- 日程第16 議案第17号 富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について
- 日程第17 議案第18号 富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について
- 日程第18 議案第19号 富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について
- 日程第19 議案第21号 富良野市職員の特地勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 富良野市手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 富良野市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 富良野市企業振興促進条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 富良野市開拓婦人ホーム条例の廃止について

- 日程第25 議案第31号 指定管理者の指定について(中心街活性化センター)
- 日程第26 意見案第1号 リハビリテーションの改善を求める意見書
- 日程第27 意見案第2号 日豪FTAに関する意見書
- 日程第28 意見案第3号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 日程第29 意見案第4号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書
- 日程第30 意見案第5号 農地・水・環境保全向上対策の実施に必要な予算確保を求める意見書
- 日程第31 意見案第6号 放課後子どもプランの拡充を求める意見書
- 日程第32 意見案第7号 医師確保と地域医療に関する意見書
- 日程第33 意見案第8号 障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書

出席議員(18名)

議長	20番	中元 優 君	副議長	6番	岡本 俊 君
	1番	今 利 一 君		2番	佐々木 優 君
	3番	宮田 均 君		4番	広瀬 寛 人 君
	7番	横山 久仁雄 君		9番	野嶋 重 克 君
	10番	上田 勉 君		11番	天日 公 子 君
	12番	東海林 孝 司 君		13番	千葉 健 一 君
	14番	岡野 孝 則 君		15番	菊地 敏 紀 君
	16番	穴戸 義 美 君		17番	北 猛 俊 君
	18番	日里 雅 至 君		19番	東海林 剛 君

欠席議員(1名)

8番 千葉 勲 君

説明員

市長	能登 芳 昭 君	助 役	石井 隆 君
総務部長	下口 信 彦 君	市民部長	大西 仁 君
保健福祉部長	高野 知 一 君	経済部長	石田 博 君
建設水道部長	里 博 美 君	看護専門学校長	登尾 公 子 君
商工観光室長	高山 和 也 君	中心街整備推進室長	細川 一 美 君
総務課長	松本 博 明 君	財政課長	鎌田 忠 男 君
企画振興課長	岩 鼻 勉 君	教育委員会 委員長	齊藤 亮 三 君
教育委員会 委員長	宇佐見 正 光 君	教育委員会 部長	杉浦 重 信 君
農業委員会 会長	藤野 昭 治 君	農業委員会 局長	大西 克 男 君
監査委員	松浦 惺 君	監査委員 局長	小尾 徳 子 君

公平委員 会長 島 強 君
選挙管理委員 会長 藤 田 稔 君

公平委員 会長 小 尾 徳 子 君
選挙管理委員 会長 藤 原 良 一 君

事務局出席職員
事務局 長 桐 澤 博 君
書 記 日 向 稔 君
書 記 渡 辺 希 美 君

書 記 大 畑 一 君
書 記 藤 野 秀 光 君

午前 10 時 11 分 開議
(出席議員数 18 名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 会議録署名議員には、
宮 田 均 君
千 葉 健 一 君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

議会側より提出の事件、意見案 8 件、陳情 2 件につきましては、議会側提出件名表 2 に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(中元優君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇 -

議会運営委員会より、12月19日、日程終了後委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしました結果を御報告申し上げます。

追加議案は議会側提出の案件 10 件で、その内訳は、意見案 8 件、陳情 2 件でございます。

いずれも、本日の日程の中で御審議を願う

ことにいたしております。

なお、陳情第 1 号及び陳情第 2 号につきましては、議長処理とすることで意見の一致を見た次第であります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(中元優君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第 1

議案第 1 号 平成 18 年度富良野市
一般会計補正予算(第 7 号)

議案第 8 号 富良野市財政調整基金
の処分について

議長(中元優君) 日程第 1 議案第 1 号平成 18 年度富良野市一般会計補正予算及びこれに関連する議案第 8 号富良野市財政調整基金の処分について、以上 2 件を一括して議題といたします。

最初に、議案第 8 号富良野市財政調整基金の処分についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 号平成 18 年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は、予算第 1 条の歳出より行います。

事項別明細書 24 ページ、25 ページをお開きください。

2 款総務費、24 ページ、25 ページより、26 ページ、27 ページの上段までを行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、次に移ります。

3款民生費、4款衛生費、26ページより27ページの下段より、30ページ、31ページの上段までを行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) 29ページ、保健衛生費、105番、地域センター病院改築対策事業費の用地買収費についてお聞きします。

議案の資料ではないですが、ここの用地取得をしなければ協会病院との等価交換、市有地も含めまして多数市有地プラス、この取得した部分を足しまして、そして協会病院との等価交換を行うという、この用地買収はそういうことだと理解しておりますが、この用地買収の全体像を含めまして今取得した部分、この費用で取得した部分と、どのように購入したものと、それと協会病院の等価交換の費用をどのように考えて交換、この買った費用も含めて、協会病院の土地と市有地とあわせて取得した部分と、市有地と足した部分と協会病院の交換が行われるのかということについてお伺いします。

議長(中元優君) 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長(鎌田忠男君) 宮田議員からの御質問にお答えをいたします。

本予算につきましては、今、宮田議員の方からこの民有地の買い上げということで、昨年の第2回定例会におきまして、個人の土地4件、それから法人の土地1件の5件の土地取得を議会で認めていただきました。

その取得にかかわります土地を土地開発基金で先行取得をしておりましたので、その土地を今回購入するものでございます。

先ほど、市有地の関係につきましては、昨年度、土地開発公社が所有しておりました旧生産事業団用地等の取得をしておりますので、それらを含めまして地域センター病院の

土地を交換する予定でございます。

以上でございます。

議長(中元優君) よろしいですか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) それは理解するところです。

しかし、この等価交換の部分で、この取得した部分と市有地を足しまして、そして協会病院と等価交換する場面はどこら辺までの、そしてどの範囲を決めて等価交換で行うかという部分については、こういう場面ですっきりと補正予算のこの土地の予算で買った土地と市有地を足した部分をお聞きしないと、これはなかなか聞ける部分というのがないということでお聞きしているのですが、いかがでしょうか。

議長(中元優君) 答弁調整のため、暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時26分 開議

議長(中元優君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほどの宮田均君の質問に御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長(鎌田忠男君) 宮田議員の再質問にお答えいたします。

地域センター病院の土地にかかわります交換につきましては、現協会病院の土地が6,634.19平米、それから本市が駅裏の地域センター病院新築の部分にかかわる分の土地については1万9,977.09平米となっております。

こちらの土地の交換地につきましては、過日の代表者会議におきまして、交換地の図面を示させていただいている部分でございます。

土地の評価につきましては、昨年度、市の土地価格評価委員会におきまして、それぞれ

の交換地の総体を見た中での評価額を決定しまして、等価で価格に交換差額が出ない形での面積の確定をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の答弁で、市有財産を買いまして、そこを取得して、そして市有地も含めて協会病院と等価交換するのだというようなことについては、評価委員会さん、それで等価交換したものという方はわかりました。

しかし、その交換地のエリアの決め方というのがどこで決められたのかというようなことを含めて、やはりこれは予算ですから含めてということちょっとお聞きしたいのですが、そこら辺、市有地、そして取得した土地を含めて交換しているわけですから、そこら辺、市民への情報公開とか、わからないままに市の土地が交換されたということになると非常にこれは問題だと思うのです。

そういうことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） ここで、暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時37分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの宮田均君の質問に御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

富良野市のこのセンター病院にかかわりまず交換地につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、協会病院の所有地6,634.19平米と市の所有地1万9,977.09平米について等価交換をいたすものでご

ざいます。

本予算にかかわる分の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 27ページ、450番、後期高齢者医療事業費ですけれども、ことしの6月に国会で通った国からの制度ではあるのですが、非常にこの高齢者に対する負担が強られるという制度で、僕としてはとても納得できるものではないのですが、この経費について関連するのですが、この後出てくる議案第11号の中の説明の共通経費というところから算出されたのだと思うのですが、ここでこの議案に入っているのかどうかわかりませんが、これから算出されてこれが出ているということですから、少し話をしますけれども、均等割というのと、その高齢者人口割りというのが10%、40%ということで、高齢者のいる小さな町が比較的負担増となるのではないのかなという予測というか、気がするという程度ではありますけれども、そういう感じがしますので、その算出根拠についてどのように思われるかということが1点と、それからもう1点は、この制度自体について、私は非常に高齢者いじめの政策であるということで認めがたいというふうに思うのですが、その点に関して2点質問いたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、高齢化の進展に伴いまして、法律に基づき全道市町村が構成員となる独立した保険制度を設置する、そういう絡みの中の設立準備委員会の負担金という形になっております。

これにつきましては6,909万円を全道の各市町村で割ったものでございます。均等

割については10%、それと高齢者人口割が40%、それと人口割が50%になっております。

こういう形の中で、均等割が10%ということは、各市町村3万8,384円になります。そして、高齢者人口割、これが40%ですから、普通考えた場合に、やはり高齢者が多い地区に十分に配慮したこの負担割合になっているというふうに私どもは感じております。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） この制度は、先ほど言ったように、高齢者に負担を本当に強いる大変な、こういうことを言っはいけないのかもしれないですが、悪法と言わざるを得ないような法律なのですけれども、その点についての認識というか考え方、それと、高齢者に対して今答弁がありましたけれども、応分の負担だということですから、高齢者の負担が大変だと言っているのですから、そうでは困るということを行っているのですけれども。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 今まで75歳以上の高齢者につきましては、老人医療という形の中でやってきております。

その中で、今度これからも医療費の増大が見込まれる、そういう形の中で、より大きな受け皿という形の中で、財政基盤の強化、それと事務の効率化の中で、将来的に安定した保険体制を構築しようという形の中です。

その中で、この75歳以上の方につきましては、今まではほとんどが国民健康保険に加入していた形の中で、同じように保険料を払っておりました。そういう形の中で言えば、国を含めて、都道府県を含めて大きな形の保険制度、これをある程度全道市長会含めて求めてきたという経緯からすれば、非常に私どもにとっても安定的な高齢者の医療に

なっているというふうに考えております。

以上です。

議長（中元優君） 2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 考え方ということで、これ以上は言いませんけれども、それから、先ほど聞くのを忘れていたのですけれども、6,900万何がしという金額が示されましたけれども、これはどのような内容の経費になっているのか、再度お伺いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 6,900万円につきましては、570万円が設立準備会の備品購入費、それと負担金という形の中で事務職員の人件費、これが5,401万円になっております。

そのほか、会議費と総務費、そういう形の中で6,909万円という形になっております。

以上です。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

10番上田勉君。

10番（上田勉君） 29ページ、105番についてお伺いします。

先ほど等価交換の絡みで若干説明がございましたけれども、評価委員会に諮って決めたということの説明だったと思います。

その等価交換の中身についてお伺いをしますけれども、毎年、土地については全国路線化や何をいろいろ設定をさせていただきます。固定資産評価や何かの基準にもしていると、今は段々そういう時代になってきてございまして、今の富良野の協会病院の跡地と、それから協会病院の方に譲る土地の中身が、今出された数字ではちょうど面積も3分の1、新しいところが約6,000坪ぐらいですか、それから協会病院の現在地が2,000坪近くと、ちょうどまいぐあいには3分の1、金額も3分の1ぐらいな数字で交換をされているわけです。

今、実勢価格なんかを見ると、今度新たに協会病院が建ったところなどについては、周辺整備も加えまして宅地造成もちゃんとそれなりに整備をした上で、坪で言いますと5万円ちょっとですか、あそこは富良野市が、国鉄だったかと思えますけれども取得したときに、平米が3万円ぐらいだったのかな、ちょっと記憶ですからあれですけども、通常はそうした更地に道路を入れたり、あるいはいろいろな施設を入れることによって、またそれなりの時価評価というのが当然変わってくるわけですし、そういうことを私なりにざあっと計算をしてみると、坪5万円ぐらいというのはどこから出た数字かなというふうに評価自体に疑問を持っているところでして、向こうの土地の評価の仕方なんかの基準についてお聞かせいただきたいと思えます。

なおかつ、今の協会病院の跡地につきましても路線評価何かを見まして、富良野が現実には毎年どういう路線評価の状態になってきているかも新聞等に出ています、もちろん富良野にもそういう通知はなされていると思うわけでありまして、市長も議員当時、協会病院のそうした用地の交換については、やはり相当正確な上に立って数字の上の等価交換を進めるべきだということを論じていたことが記憶に残っているわけでありまして、そこら辺の基準と考え方、どういう方向でそういう数字になったのか、ちょっとお聞かせをいただきます。

以上です。

議長（中元優君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時11分 開議

議長（中元優君） ただいま、休憩中に議会運営委員会を開催したために、大変時間を費やしたことをおわび申し上げたいと思えます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ここで、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長（横山久仁雄君） - 登壇

ただいま、上田議員の補正予算にかかわる質問の中で、地域センター病院改築対策事業費の1億1,595万5,000円のこの補正予算をめぐっての発言でありましたけれども、先ほどの上田議員の発言については交換の方法等の話であり、既にこの購入の関係については、平成17年の第2回定例会の中で土地開発基金で富良野市が取得をするという議決を行っております。

したがって、そのことに関して、今、土地交換の補正予算ではなくて、あくまでも17年度に開発基金で購入をしたその費用を一般会計から開発基金の方に返済をすると、繰り入れるという予算措置の議論でありまして、先ほどの上田議員の質問は今回の予算審議の中にはなじまないということで、議会運営委員会としては意見の一致を見ましたので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上です。

議長（中元優君） ただいま、議会運営委員長の報告のとおり取り扱いをしたいと思います。

上田議員よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） ちょっと戻ってしまうような気がしますけれども、お許しをいただきたいと思えます。

後期高齢者医療の設立準備の関係で、後期高齢者医療事業費ということで補正予算で上がっておりますが、この後期高齢者医療事業というのは、私の考え方としては非常に問題があるのかなというふうに問題意識を持っております。

それはそれとして、先ほど市民部長の方が

ら佐々木議員に対しての答弁の中で、この準備会の負担金の割合ということで、算出根拠ということと言われたときに、高齢者人口割が40%と、それからもう一つの均等割が10%、こういうことですよ。人口割が50%ですけども、50%が人口割ですから別に、均等割が10%、高齢者人口割が40%と、こうすると相変わらず若者の多い都市の方が働く場所があって、若者の多い都市、つまり高齢化率の低い都市の方が率から言うと負担割合は下がると、こういうことですよ。

結局は、そういう高齢者の多い郡部こそ、その部分の負担が重くのしかかってくるということからいうと、非常に問題としなければいけないのではないのかなというふうに思いますが、先ほどの市民部長の答弁では、これは非常にいい制度ですと、こういうふうなお話でしたので、改めてこの辺のところの考え方についてお伺いしておきたいと思えます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

私、先ほど高齢者に十分配慮した形になっているという話をさせていただきました。ということは、当然、都市部には若い人、現役世代が多いというのが現状でございます。そこで50%をとっております。

やはり、地方都市に行けば高齢者の割合が多い、そこで40%にしている、こういう形の中で私は高齢者に十分配慮した形になっていると、そう判断させていただいたわけですので、これが50、50であれば当然高齢者が多いところの都市、市町村が非常に負担が多くなる。そういう形の中で、北海道においては均等割10%、それと高齢者人口割が40%、人口割が50%、こういう形で私どもは設立準備会の方で決定していただいた形になっております。

これについては、全国的には私どもまだ子

細な内容については周知しておりませんが、高齢者に十分配慮した形にはなっているのだろうというふうに私ども考えておりません。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 私は、この制度そのものを今ここで議論してもしょうがないというふうに思っていますから、その辺については議論するつもりはないのですが、先ほど高齢者に配慮されたというふうに言われていることに対して、僕はそれでいいのかなと。これはもう法律的に進められてきている制度ですから、制度そのものを今ここでいいか悪いかという議論をするつもりはありません。

ただ、問題は、行政を執行する側として、この制度をどのように評価をしているかということをお聞きをしたかったのです。そういう意味では、その制度に基づいて設立準備会をつくと、その費用の負担だと、こういうことですから、その設立準備会が本当にいいものなのか、その制度にのっかってつくっていくことがどうなのだろうというふうに思っているのです。

そのときに、先ほどから何回も言いますけれども、郡部の方が高齢化率が高いのです。働く場所が少ない、あるいは郡部にいた若い人たちが働き場所を求めて都市部に移り住んでしまうと、そういうことで郡部の方が高齢化率が高いというのは、これは常識ですね。その高齢化率の高いところから、負担金が率としてより多くなってしまっているのではないかと、そういうことに対する考え方というか、どのようにそのことをとらえているのかということをお聞きしたいのです。

もし、このことに問題があるとすれば、それはそれでやめろという話ではなくて、その辺の認識をどのようにされているかということについてだけお伺いしておきたいと思えます。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 横山議員の再質問にお答えいたします。

この制度、これからということになっておりますので、子細な部分についてはまだ十分私どもに連絡は入ってきてはおりませんけれども、この制度、こういう形の中で出発して、何年かたった段階で、この負担割合を含めて、ある程度市町村の総意の中でもう一度論議されて、いろいろ変更もある得るというふうに私ども聞いております。

そういう形の中で、今現在私どもその高齢者人口割については、ある程度妥協できる形でこういう形になったなというふうには考えておりますけれども、これからの状況を見きわめながら、これはやはり広域連合ですので、その中で十分意見交換をさせていただきながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

6款農林業費、7款商工費、30ページ、31ページの下段より、32ページ、33ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

1番今利一君。

1番（今利一君） それでは、3点についてお伺いしたいと思います。

まず、31ページの190番の強い農業づくり事業費のことなのでありますけれども、内容については前段お伺いしておりますけれども、作物についてはタマネギをCA貯蔵するということなのでありますけれども、いわゆる貯蔵期間というか、それがどのようなふうになっているのか。それから、貯蔵量なんかはどういうふうになっているのか、ランニングコスト、その辺の部分がどれぐらいかかるの

か、そういうふうなことがきちっとシミュレーションできているかどうか、そういうことをお伺いしたいというふうに思っております。

次に、33ページになりますけれども、160番の有害鳥獣駆除対策経費であります。シカの追い込みをモデル的に実施することなわけでありまして、場所だとか規模だとか、この目的は一体どこにあるのか、それをお聞きしたいというふうに思っております。

それからもう1点、商工費の中の121番の公設卸売市場の特別会計繰出金の430万円でありますけれども、これをどうのこうの言うつもりはございませんけれども、ただ売り上げ減少になった、当然市民負担がこれは出てくるわけでありまして。

それで、この売り上げが減った原因は一体どこにあるのか。当然、これを市民負担をかけないように売り上げを伸ばしていくような方向を考えていかなければならないというふうに考えるわけなのでありますけれども、その辺の計画はどういうふうになっておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 今議員の御質問にお答えいたします。

2点あるかと思いますが、まず1点目、190番の強い農業づくりの事業費でございますが、これにつきましては事業主体がふらの農協ということの間接事業でございます。農林水産省事業ということでございます。

これにつきましては4本ございまして、まず1本目が、今御指摘のタマネギのCA貯蔵庫の建設にかかわる補助金でございます。これにつきましては、補助金ベースでございますが4億3,500万円ということで当初上げてございましたが、途中、工期短縮等々のため、設計は事業主体で単独で行ったということもございまして、補助金の縮減が図られまして3億5,700万円、したがって

ここで7,800万円の減というのがCAの貯蔵庫でございます。

2点目は産地の管理システムということで、収出荷施設のコンピューター管理を行いたいということで、これの事業費が新たに1億6,500万円でございます。

3点目が機械ということで、ミニトマトの選別機2台、包装機1台、合わせまして1,399万1,000円。

最後、4点目が重ねてアスパラ選別機1台ということで1,050万円。占めまして4本合わせますと1億1,149万1,000万円ということになってございます。

ということで、タマネギ貯蔵庫につきましては、事業主体がふらの農協でございます。詳細につきましては間接補助ということでございますが、お聞きしているところによりますと、タマネギの貯蔵のCA機械というのは空気中の窒素を低下させまして、二、三カ月程度は貯蔵期間が長くなると。したがって、端境期に定量的に定常的に出荷を図っていけると。それが、強いてはふらの農業のタマネギの有利販売に非常につながるといふうに伺っているというところでございます。

2点目の有害関係でございますが、これにつきましては30万円ということで、交付金ということで計上させていただいてございます。それにつきましては、シカの駆除対策ということで富良野猟友会にお頼みいたしまして、交付金ということで交付させていただいています。

目的につきましては、昨今のシカの農業被害の現状からも再度駆除を集中して行うということで、今回初めて冬期の集中的な駆除を行おうということで猟友会に頼みまして、ハンターさんにたくさん出ていただきまして巻き狩り方式ということで、追う方、また、狩猟する方をセットにして駆除を行っていくということを予定してございます。

場所につきましては、山部の1カ所、それから東山1カ所、時期につきましては12月の下旬から来年の2月ごろにかけて実施

を今予定をしているということでございます。

これらの実施の効果を見まして、来年度以降の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） 次に、商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 今議員の御質問についてでございますが、一般会計の中では公設地方卸売市場特別繰入金となっております。

この中で、使用料の話とどうリンクするのか、この辺について私には理解できませんので、もう一度御質問お願いいたします。

議長（中元優君） 今議員、もう一度質問をしていただきたいと思います。

1番今利一君。

1番（今利一君） 繰出金を売り上げ減少のために出すわけですね、430万円。その辺が、売り上げが減少したのために出すわけですね。私はそういうふうに説明を聞いたのですけれども、これは、そうしたら何だったのですか。

議長（中元優君） 商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 今議員の御質問にお答えいたします。

この430万円につきましては、市場使用料、当初見込んでおりました1,999万円に対しまして、その見込額が1,350万8,000円となるため、約649万1,000円の不足。さらには、歳出の面でございますが、仕方なくその他整備資金等では約227万円の不用額が発生していると、そのことから430万円の繰出金となっております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

1番今利一君。

1番（今利一君） 31ページの強い農業づくりの方なのですけれども、部長の答弁の中では、これは農協主体になっているのだから

ら、期間だとか、あるいは貯蔵量だとか、ランニングコストだとか、何々の野菜ができるのだというふうなことがわからないというふうに言ったのですか。それとも、そういうことは市の方としては関係ないからということなのですか。それらについて何も答えていないのです。その辺をきちっと答えていただきたいというふうに思っております。

次に、有害駆除の行動に関しましてのことなのですが、冬期間、こういうふうな格好で、東山、山部の2カ所を12月から2月にやるというふうなことなのですが、頭数減をさせるということは、私は頭数を調整するのをやらなければならない。きのうだったか、おとといだったか、シカの駆除のことについて書いた冊子を議員さん全員もらったかというふうに思うのですが、その中に、こういう駆除をすること、フェンスもそうなのですが、それに対して疑問を投げかける人もいるわけですよね。

だから、私としては、この目的をやはりはっきりさせて、有効利用していくような目的を持っていかなければ、そういった人たちにも理解をしてもらえないではないかというふうな考えを僕は持っているのです。その辺についてもう一度お伺いしたいというふうに思います。

市場関係のことにしましては、市場会計もまたございますので、その中でお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 2点あるかと思いますが、1点目の強い農業づくりの中のタマネギのCA貯蔵庫ということで、これにつきましては先ほど申し上げましたように、事業主体はふらの農協と。もちろん間接補助ですから、市が全く関係ないということではございません。これが、強いては事業主体であるふらの農協さん、または広く富良野市の富良野地域の農業の発展になるというふうに考

えているところでございますが、先ほど申し上げましたように、タマネギのCA貯蔵につきましては、貯蔵期間の延長、または事業主体におかれまして、それらのランニングコスト等々のシミュレーションを行われまして、そして市との協議の中でこの施設につきましては大変有利販売、有効性があるという判断に立ちまして、国の補助事業の採択をお願いをしているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の有害駆除の関係でございますが、これにつきましてはいろいろな各団体から、または今回、地域懇談会の中でもシカ対策に関する要望が非常に強いものがございます。

それを受けまして、私ども御案内かと存じますが、対策といたしましても2本立てということで、1本につきましては防護すること、これが一つにはシカのフェンスであったり、電気牧柵であったりということでこれが一つの柱。それから、もう一つの柱は、どうしても防護するとともにやはり最低限の駆除も行っていかなければならないだろうということで、有害駆除ということで、現在も猟友会をお願いを申し上げまして有害駆除ということで、昨年の実績で申し上げますと705頭の実績をいただいております。

さらに、農家の方からもまだまだ出て、非常に個体もふえているということもございしますので、それでは今回新たに新しい試みといたしまして、冬期に集中的な駆除を行って、初めてでございますのでモデルケースといたしまして、どの程度の効果があるかも含めて今回やらさせていただきますので、次年度以降の参考にさせていただきたいと、こういうふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 1番今利一君。

1番（今利一君） 部長、シミュレーションが出ているのであれば、そのシミュレーションをちゃんと教えてくださいというふうに僕は言っているのです。

強い農業づくりをやるのだというふうに言うのだから、その強い農業づくりをどうやってやっていくのだということぐらい、部長わかっていないとだめなことではないですか。今、僕が質問しているのだから。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 再々質問にお答えさせていただきますが、タマネギの貯蔵庫につきましても、貯蔵期間が11月から来年の5月程度までということで、従来から見ますと二、三カ月は十分延びるということで、これが定量的・定常的に安定につながるだろうと。貯蔵量につきましても、約6,720トンがマックスで最大で貯蔵できるということになってございます。それから、ランニングコストにつきましても、詳細につきましても、今、私ども手元にはございませんが、事業主体でございますところのふらの農協でランニングコスト等の計算もいただきまして、十分有効であるということも理解した上での補助申請の申請かというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） ただいまの33ページの160、有害鳥獣駆除対策経費のことでお伺いいたします。

要するに、30万円のこの部分については、山部、東山で行われ、囲い、追い込みというのがどういう方法なのかということが今の説明ではわかりにくかったので。

それと、追い込みをしてとってしまうのか、それとも生かしてそれを養畜してということまで根本的にお考えなのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 宮田議員の質問にお答えさせていただきます。

駆除の関係の方式ということでございますが、従来はハンターの方が行って、通報に基づき行きまして駆除を行ったと。今回につきましてはテストケースで、先ほどから御答弁させていただいておりますように、今回初めてのケースということで、かなり多数のハンターさんに出していただきまして、そして一番被害の多いようなところでハンターさんがそれぞれの役割分担を追いまして、いわゆる追う人、そしてそれを受けて駆除を行う人ということで、その任務分担を行うというのが巻き狩り方式ということでございますので、そういう方式でやっていきたいというのが1点でございます。

それからもちろん、その個体につきましては、最終的には駆除を行っていくということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） その駆除、頭数の管理、これを今は要するにハンターに任せるという状態で、いろいろなことで補助をやっているわけですが、今の今議員の質問の中で二本立てだけやっていくのだと、フェンスを張る、あとは猟友会にお願いして頭数管理をするのだということですが、私はその根本的な考えというのは、やはりフェンスを張って頭数管理をするのだというのではなくて、フェンスは防御する、しかし、今の現状を今見ているとやはり道路、河川、そこには張っていないところがございまして。そして、張った以外の場所、要するにそういうところにも被害が多く出ているということで、今のような費用が出ていく結果になっていると思うのですが、私は今みたいな予算を観光と一緒に結びつけてしまうような、肉を利用していくというようなことも踏まえた根本的な解決の方法、先の方向、頭数管理の方向が求められているのではないかとこのように思いますけれども、その点について質問させていただきます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 宮田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今お話のように、現在、防シカ対策につきましては二つ、一つは防護を目的とする対策、もう一つは、それだけではなかなか効果が上がらないということもございまして、駆除も行っていく対策ということで二つやっております。どちらにいたしましても、この対策は二つを有効にかみ合わせて推進していかなければならないかというふうに思っております。

それから、ただそれだけではなく、最終的には今お話のように、シカの肉等々の利用も含めた、観光も含めた利用を図っていくべきではないかという趣旨かと思っておりますが、先般の報道でもございましたが、東京等でもシカの肉を利用したフェア等も開かれているということもございまして、これらが今後いろいろ出てくると思っておりますので、私どもも観光とタイアップした中で、何とかこの辺を利活用できないかということも含めまして、今後の課題というふうに受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費、32ページ、33ページ下段より、36ページ、37ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

18番日里雅至君。

18番（日里雅至君） 37ページの3目、土地区画整理費の中の110番、120番についてお伺いをいたします。

支障物件の移転の補償費ということで、先日のお話では22カ所分でこの金額だというふうに聞いておりますが、この18年度です

べての支障物件を含めてきちっと整理をされるのかどうかということをお聞きしたいのと、あと、先日の一般質問の中でお話されていたと思うのですけれども、新たに建設を含めて投資される部分をどのぐらいの件数を見込んでるのか、再度お聞きをいたしたいなというふうに思います。

それと、中心市街地の建物購入費、大きな部分の中で9億7,200万円という購入費が入っております。これは、国の補助金、交付金含めると、それから基金の取り崩し含めて、地方債、起債を起こしてこれに充てるというふうに聞いております。

地方債の部分まで入ってよろしいのでしょうか、収入の方。（「あとで」と発言する者あり）だめですか。わかりました。それでは、この件についてです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 日里議員の御質問にお答えいたします。

土地区画整理事業の支障物件の移転補償費2,641万9,000円につきましては、今年度移転を予定をしております2件等がまだ契約未成立でございますけれども、この建物等にアスベスト等が発生をしているということから、これらにかかわる部分の追加補正という内容になってございます。

御質問の本年度ですべての補償が終わるのかという点につきましては、本年度をもって補償については完了を予定しております。

ただ、一部、建物等の解体部分については次年度に解体予算を計上するという考え方で、地権者等の中で解体費等の部分については明年度に残る状況にございます。

さらにまた、2点目の土地区画整理事業地内の地権者の動向ということでございますけれども、地権者の動向としては計画段階では44件、そのうち最終計としては21件の方が土地区画整理地内に残るという考えの内容になってございまして、現在まで13の建設投資が行われまして、現在2店舗が建設をし

ているということで、今後6店舗の建設の投資が予定されているというふうに私どもの方では現状としてとらえているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

18番日里雅至君。

18番（日里雅至君） 今、支障物件の関係でアスベストというお言葉があったような感じなのですが、その辺の処理を含めてきちとなされているとは思いますが、そういったものの中で心配な部分はないのかといったところも再度お聞かせをいただきたいのと、ただ、今、言われているように44件あって、21件の方が応じた、その中で今13件の方が建っていて、今2件建設中。あとは6件予定をしているということで、すけれども、この6件というのは非常に重要な部分になってくると思うのです。全体の4.2ヘクタールの中で、今、虫食い状態になっていて、いろいろな計画を含めて当初の部分と期待するところが多少ずれているところが見えているといった形の中で、ぜひこの辺のこの6店舗の建設が予定された中で、課題を含めて整理が必要なのもかもしれませんけれども、どのように積極的に取り組まれるのか、心意気みたいなものをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（中元優君） 中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 日里議員の再々質問にお答えいたします。

1点目の支障物件移転補償費、先ほど申しましたようにアスベストということで、当初調査をした段階においてはアスベスト等が発見はされなかったということで、改めて権利者との協議の段階で、私の家ではアスベスト構造物になっていますよということから、そういった内容で調査をした結果、これらの費用として補正予算として計上させていただいているという内容でございます。

また、先ほど申しました、残り6件の今後

の建設動向ということの内容でございますけれども、私どもの方で現状、地権者との協議の中では6件のうち2件の方は建設をされるというふうに考えてございます。そのほか4件につきましては、地権者交渉の段階におきましても、土地等の区画整理地内において建設投資に向けてお話を進めさせていただいているところで、今後におきましても十分これらの関係地権者とも協議を重ねながら、商店街づくりの形成に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 37ページの120番、中心街活性化センター整備事業費ですけれども、大変大きな金額が並んでいるのです、9億9,000万円、ほぼ10億円というお金なのですけれども、今後の運営の仕方というか、そういう面では心配される部分がたくさんあると思うのですけれども、維持管理、年間、それから1年間に利用される人数をどのように見積もっておられるのか。そして、その根拠について教えてください。

それから、よく言われる費用対効果という話での認識についてもお伺いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

中心街活性化センターの利用につきましては、全体計画といたしましては6万4,000人の計画を立てているところでございます。

年間の管理経費等につきましては、今議会に御提案をさせていただいておりますように、指定管理者制度の中で取り進めるということで、提案の中では1年間当たり7,200万円という考えでございますけれども、私どもの方で試算をした段階における公募段階としましては、収入といたしましては1,67

8万9,000円、支出といたしましては9,012万円、指定管理料としては7,333万1,000円という考え方で公募を行ったところでございます。

これに対しまして、指定管理としての部分での額につきましては、先ほど申しました7,200万円ということで別議案として提案をさせていただいております。

さらにまた、経済効果等につきましては、この施設、いわゆる市民の交流と健康増進、あるいは体力づくり、こういった視点でこの施設が建設をされているということで、従前からもお話をさせていただいておりますように、特に大きなこの施設としての整備効果の中においては、老人医療費、あるいは一般医療費、さらには介護費用、こういったものの抑制効果ということで、年間約1億2,200万円ほどの試算をしているということで、こういったことが大きなこの施設としての目的性からとらえた中での効果というふうにとらえてございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 文字どおり、名前のとおり活性化センターという位置づけというのは十分わかってはいるのですけれども、そのことがいかにこれを実行されるかということが非常に難しいというふうに思います。

先ほどお聞きした6万4,000人という、その根拠が今答弁の中に6万4,000人という数はお知らせありましたけれども、根拠については示されていないのですけれども、改めてお伺いをいたします。

きのう、おとといまでありました一般質問の中でも、議員の皆さんからこうしたらいい、ああしたらいいというお話もありましたけれども、お金に関することは一切市長の判断でだめですよという正確な、その明解なお答えを残念ながらありました。きのうの新聞によりますと、トップ記事で載っていましたが、40年後には1億人を切って、5

0年後には9,000万人を切ってしまうと、高齢化率は41%になるということです。富良野もきっとそのころ、50年後には高齢化率が50%を超えるような、このままいきますとそうになっていくような状況になると思うのです。50%を超えると、これが限界だそうで、もとは絶対戻らない、あとは消滅していただくだけだという学者の説もありますので、こうならないために今何をやるかということが非常に大事になってくるわけで、先ほど言いました維持管理費9,000万円とあわせて、今後にかかるであろう1億2,200万円、それぐらいのお金が毎年これから20何年間かかるのだというふうに思います。

そのことと、その少子化対策については特に感じたのですけれども、宍戸議員がおっしゃっておいりましたその少子化対策、本当に大事な対策がたくさんあったと思うのですけれども、一切それには予算を組まないというはっきりした表明をなされたわけで、それに対してこういう1億2,200万円というお金が毎年かかる。それに加えて財政再建計画ですか、40億円というお金を削減しなければならない、人件費を30何億円もしなければならないということとのあわせた考え方、市長にお伺いをいたしたいと思います。

議長（中元優君） 佐々木議員に申し上げますけれども、これについては、ここで利用者の数を云々という論議ではないと私も思いますので、その辺を外して答弁することがあれば答弁を願うということにしたいと思いますが、そういう方向でよろしいですか。

答弁願います。中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

先ほども私が答弁をさせていただきましたように、この施設というものが市民の健康と体力づくりが主眼にあるということがまず第一の考え方で進められたことでありますし、また、多くの市民の方が市街地ににぎわいと

活気を取り戻す、こういった考え方で駅の事業として進めさせていただいているのが現状でございます。

やはり、この施設の利用によりまして、先ほど申しましたそれぞれの介護、一般等々の医療費の削減、こういったものが相乗効果としてあらわれるということが大きな役割というふうに認識をしているところで進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 市長に、今までの3日間の一般質問との答弁との関連について、片方ではこうなって、片方では1億2,200万円というお金が毎年かかるという点では、どのようにお考えになっているかという見解を示していただきたいと思います。

議長（中元優君） 佐々木議員に申し上げますけれども、ここでその論議はちょっとないと思いますが、そのことで後ほどまたそういう機会があるかと思しますので、そちらの方でよろしくお願いいたしたいと思します。

それ以外に何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移りたいと思します。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時01分 開議

議長（中元優君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

次に、10款教育費、36ページ、37ページの下段より、40ページ、41ページの上段までを行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 6項の保健体育費の4

番体育館費、100、スポーツセンター管理運営費、器具購入費のトレーニング室、トレッドミルを器具購入費で買うという内容について、ちょっと質問させていただきます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 41ページ上段の100番スポーツセンター管理運営費の器具購入の中身について、宮田議員の御質問にお答えを申し上げたいと思します。

スポーツセンターのトレーニング室の器具、主に教育寄附の指定を受けまして購入するものでございまして、スポーツセンターのトレーニング室の器具が建設当時の古いものが大部分を占めているということで、利用者の方から強く要望されていたものでございまして、先ほど議員が言われましたトレッドミル、これはランニングとウォーキングをする機械でございまして、2台と、それとカドミナルボードセット1台、これは腹筋を鍛える器具でございまして、それを購入する器具購入費でございまして、

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 中心市街地活性化センターのトレーニング室もできます。そういう補正でこのようなスポーツセンターの整備も行っていくという、この振り分け的な考え方、ここら辺をどのように整備を含めて考えていっているのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思します。

議長（中元優君） 答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 宮田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思します。

この器具の購入につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたけれども、教育の寄附をいただいたということで、100万円の寄附をいただきまして、それに20万4,000円を足しまして、そして利用者の

ニーズにこたえてまいりたいということで、スポーツセンターから長年懸案だったものがございますので、その点御理解を賜りたいと思います。

よろしく願いをいたします。

議長（中元優君） わかりましたか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 今回の整備はわかったのですけれども、今度、中心市街地活性化センターができて、そこにもトレーニング室ができますよと、今度はスポーツセンターの方もできますよと、そこに補正でわざわざ御寄附があったのもこれはあれなのですけれども、そこら辺の振り分け的なことをどのようにこれから考えていくのですか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

教育部長杉浦重信君。

教育部長（杉浦重信君） 宮田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

スポーツセンターのトレーニング室といいますのは、スポーツセンターを利用されている方の、競技スポーツの方々の競技力を高めるための体力づくり、主に筋力強化というのが重点でございます。

一方、温水プールの方は、どちらかという健康づくりというのが主力なのかなと、こんなふうに思っておりますので、重複、競合するようなことはないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

12 款給与費、14 款災害復旧費、40 ページ、41 ページの中段より下段までを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、歳出を終わりに、次に歳入及び第2条債務負担行為の補

正、第3条地方債の補正を行います。

戻りまして14 ページ、15 ページから22 ページ、23 ページまで及び6 ページ、7 ページから8 ページ、9 ページまでを行います。

質疑ございませんか。

6 番岡本俊君。

6 番（岡本俊君） 8 ページの中心街活性化整備事業で起債を含めて出ているのですが、この内容について、償還方法を含めて、利率含めてどのようになっているか御質問したいというふうに思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 岡本議員の質問にお答えをいたします。

それぞれの起債につきましては、各事業に対する借入金ということで、その条件につきましては、ここで記載しております利率につきましては5%以内ということの借り入れ調定をしております。それぞれの借入先につきましては、基本的には政府系の財政融資資金を活用していきたいというふうに考えておりますが、地方財政計画の中で政府系の資金、あるいは銀行資金等の区分がございますので、それらにあわせた中で国との同意、協議の中で決定していく予定でございます。

また、償還の期間等につきましては、それぞれの事業に応じまして起債の同意条件の中に盛り込まれておりまして、10年から25年程度の借り入れ償還という形になる予定でございます。

なお、利率につきましては、こちらの議案では5%以内ということにしておりますけれども、今現在、財政融資資金、例えば20年償還、3年据え置きであれば1.8%ということで、半年賦元利均等というような形になってございますので、それぞれの条件で借り入れをしていくような形になります。

以上でございます。

議長（中元優君） 6 番岡本俊君。

6 番（岡本俊君） それでは、中心街活性

化センターの整備事業における地方債、これはではどのようになるのか。

それと、この中で据え置き含めて、据え置きということに関しての個人的な僕の意見ですが、据え置きを置かないで償還していった方が、据え置き期間ということは利息だけ払っていくこととなりますので、結果、そういうふうになるならば元金ともに早めに償還してやっていくのがというふうに思いますが、その辺はこの中心街整備事業におけるあれはどういうふうになっているのでしょうか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 岡本議員の再質問にお答えいたします。

中心街活性化センターの借り入れにつきましては、5億2,640万円を今現在計画しているところでございます。こちらの借り入れにつきましては、今現在、国との協議の中では政府系の財政融資資金を希望するというところで協議を行っております。

しかし、この起債、一般補助施設整備等事業債ということで事業種目がなっておりますけれども、そちらにつきましては主に銀行資金をほとんどの資金で充てるというふうになってございますので、最終の協議の結果においては銀行資金を借り入れするような予定になってございます。

こちらの償還期間につきましては、この事業においては20年、うち3年据え置きということで予定をしているところでございます。

また、先ほどの御質問にありました据え置き期間の部分でございますけれども、この先ほどの20年、うち3年の据え置き期間については、それぞれの自治体でその期間内において任意に定めることができるということになってございます。実質、据え置き期間3年間を置くことによりまして、この中心街活性化センターにつきましては、19、20、21年に利子だけの償還が生じるところでござ

いますが、こちらにつきましては財政運営の全体の中で起債償還総体の中で整理をするということで考えておりますので、現段階では3年間据え置きの方向で検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） つまり、これは銀行から借りるというふうに理解、政府系ではなくて市中銀行含めて借りるというふうに理解したのですが、この利率含めてどのような形で銀行を選定するのか。逆に言えば、銀行側から言わせれば、富良野市の財政含めて、将来の運用を含めて行政に対する評価をするというふうに思うのです、今の銀行は。

そういう部分で、富良野市の財政も健全でなければいけないし、将来にわたるビジョンもしっかりしていないと、やはり銀行側においての基準は厳しくなるのではないかと、そのように理解するわけですが、その中において、いろいろな形での銀行からの借り入れ方法、その手法をどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいというふうに思いますし、私はこの1、2、3、仮に据え置きすると、富良野市全体にとってこの償還がどれぐらい負担増になるのか、その辺も含めてどのように試算をされているかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 借り入れの方法についての御質問でございますが、政府系の資金が無理であった場合については、基本的には議員がおっしゃいましたとおり銀行借り入れということになります。

銀行借り入れの際に当たりましては、基本的には入札方式によりまして利率の条件を提示をしていただいた中で、最低利率の金融機関さんから借り入れをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、財政状況等、その入札に当たって借り入れの利率が増減するのではないかと

と、厳しくなるのではないかという部分でございますけれども、基本的には今現在、地方自治体の借り入れについては必ず償還がされるということで、道内の市においても借り入れ償還を免除するというような制度にはなってございませんので、それらを含めた中で一定程度補償がされているという条件の中で入札をしていただけることと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） 1点、先ほど聞いたのですが、仮に1.8とするならば、3年据え置きになるとどのぐらいの負担増になるのか、その辺がまず答弁がないということなんです。

今、地方財政が大変厳しいと、いろいろなことが今全国的に言われていると。特に夕張を象徴的に、何か北海道全体を全国でいじめているようなイメージを持っているわけなのですが、そういう中において、風評を含めて自治体に対する信頼度が今揺らいでいると、特に北海道は。そういう中において、改めて富良野市としての基本的な姿勢をしっかりと持っていないと、逆に言えば大変なことになるのではないかと。これは単年度的に言って18年度借りるというわけではなくて、これは20年かけて返すわけですから、その辺の財政運営を含めて、しっかりと富良野の将来を見て借りるといふ姿勢を持っていないといけないのではないかとこのように思うのです。

その辺も含めて御答弁願いたいというふうに思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、据え置き期間を行わなかった場合、どのぐらいの負担がふえるかということをお返しいたしませんで、申しわけございませんでした。

今現在、利率の想定につきましては、先ほども申しました財政融資で1.8%程度ということになってございます。しかし、民間資金ということになりますと、それなりの負担が上がってまいりますので、仮に2.5%で想定した場合、この3年間据え置き期間において、おおむね3,700万円程度が利子として負担になるというような状況でございます。

それから、自治体の財政運営の信頼度という部分での御質問でございますけれども、今後、富良野市におきましても、やはり将来的な財政が見える部分で財政再建計画ということで、仮称の部分でございますけれども、そちらを立てながら、いわゆる財政の信頼度を高めていきたいというふうに考えてございますので、その点で御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 今のお話に関連いたしました一言お伺いいたしますけれども、難しい話はしません、簡単な話をしますけれども、先ほど佐々木議員から経費、それから費用対効果の話がございましたけれども、私の間違いかどうかわかりませんが、私はこういう公共の施設というものは決して多くの利潤を生むものではないと思っております。

その中で、これを我々経営者がやっている、据え置きを使って借りるといふことは、3年間の間に自分の経営の中でどれだけの利益があって、そしてそれをどうするかによって据え置きをしたらいいか、それとも1年目から金を払ったらいいかという計算をします。

このごろお話を聞きますと、費用対効果をきちっと判断した上で予算の編成に当たるといふお話がございまして。そうしますと3,700万円というお金が、これが今、例えば元利均等で頭から払えば3,700万円という

金は全部返ってくるわけではございませんけれども、そういうことを判断して、そして最終的には債務の支払いの終わる金を計算して据え置きしているというのですけれども、将来自分たちのやった負担を少しでも軽くするのだという判断に立てば、やはり費用対効果をきちっと判断した中で本当に据え置く期間を置くのが望ましいのか、望ましくないのかを計算してやるのが、市民に向かって言っている費用対効果で考えて、そして我慢してもらうものは我慢してもらう、やるものはやるという、そういう論法が通じていくのではないかなという感じがいたしますので、そこら辺を少しお話いただければ幸いです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 菊地議員の御質問にお答えします。

いわゆる、借りに当たっての据え置き期間を置くべきか置かないべきかという部分であるかとは思いますが、基本的には今までの地方自治体の借りにつきましては、許可制度の中でそれぞれの事業につきましては、償還期間、うち据え置きという形で規定をされた中で許可を取って実施をしている状況にあります。

本年度から起債の許可制度が同意制度ということで、各自治体に責任を負って、その条件等を含めて管理をするということで、借りに期間についても短縮をする、あるいは据え置き期間についても短縮をするということが可能になってきております。

据え置き期間をなくすということにつきましては、いわゆる償還期間を全体に短くすることになっていくことになるかとございますので、それらについては、いわゆる公債費として将来にどれだけの負担をしていくかという長期的な視点の中で判断をしていくべきものというふうに考えているところでございます。

ですから、財政的に資金に元金償還が入っ

てきますと、当然、元金償還がふくらんでまいりますので、例えばの話でございますが、財政的に厳しい自治体においては、この借りに入りをさらに長期に延ばして、元金償還を含めて単年の償還を短くしてそれぞれ単年負担を軽減しているようなところもございます。それらも含めた中で、全体の中での調整をすべきというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） それは経営の手法というか、金を回す手法でしょう。単なる。困っているから金を長く借り入れるだとか、むだな金を払うのは、それは決して財政の再建計画をつくると言っている市長の話と一致しますか。少ない金をいかに有効に回して、そして将来に負債を残さないのだよというのが財政再建計画の基本でしょう。

今までそうやってやっていて、よそもそうやってやっているから、これは行政の手法なんだというようなものの言い方に聞こえますけれども、それであればいつまでたっても行政改革だとか何とかと格好のいいことを言っているけれども、基本的な部分を発想の転換をしてやっていかないと、今までの流れの中に乗ってやっていけなくなったからいろいろなことをやらなければならないというふうに、では償還を今これをなくしたときに、公債比率がどうなるかという計算をして我々に答えてくれるならいいけれども、そういうのもなくて答えても、それはちょっと意識改革をさせますという話からいっても全く理解のできない話なのですけれども、いかがなものでしょうか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） では、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

先ほど財政課長が申したとおり、ことしから起債の借り方が変わってきたということで、前回までは許可制度ということになって

ございます。今回からは同意制ということで、借りる方と貸す方の中で利率ですとか条件を決定して借りてくださいというような形になったということでございます。と同時に、今まで許可制の中で、その条件の中で例えば据え置きが必要ですと、そういう中で私どもは借りてきたと。今後は同意制になりますと、そのものの中の条件をきちっと整理した中で借りるということでございます。

こういう財政状況のもとで、借りる段階で、同時に富良野市の財政を見ますと、来年度におきましては財政再建の計画を立てますといった中で、この金額を借りた中の財政見通しも立てなければならぬという形になってこようかと思えます。

その中で、条件等もあわせた中で借りると、例えば元利均等でいくのがいいのか、あるいは先ほど申したとおり3年間据え置いていいのかと、これはこれからの判断の中でいくわけでございますが、これは補正でございますから、3月までの間でそういうものを見きわめながらいきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第2号 平成18年度富良野市
国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

議長（中元優君） 日程第2 議案第2号
平成18年度富良野市国民健康保険特別会計
補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第3号 平成18年度富良野市
介護保険特別会計補正予算
（第2号）

議長（中元優君） 日程第3 議案第3号
平成18年度富良野市介護保険特別会計補正
予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 4 号 平成 18 年度富良野市
公設地方卸売市場事業特別会計補正
予算（第 2 号）

議長（中元優君） 日程第 4 議案第 4 号
平成 18 年度富良野市公設地方卸売市場事業
特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は、本件全体について行います。
質疑ございませんか。

9 番野嶋重克君。

9 番（野嶋重克君） 6 ページの市場施設
使用料についてお伺いをいたします。

今回、補正 6 4 9 万 1,000 円が出てい
ますけれども、これについてどのようなこと
でこのような補正が出てきたのかをお伺いを
したいと思います。

それと、次のページ、8 ページの施設整備
費でございますけれども、ここの中で冷蔵庫
施設保守点検委託料 207 万円がありますけ
れども、これが減額となっております。この
件についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 野嶋議員の
御質問にお答えいたします。

6 ページの市場使用料の関係でございます
が、当初予算的には 1,999 万円の計上を
いたしました。しかしながら、この売り上げ
について 1,350 万 8,000 円ということ
になりそうだということでございます。

この関係につきましては、市場会計は御案
内のとおりに市場の施設の使用料、さらには
一般会計の繰入金から形成されております。
さらに、市場使用料とは市長が許可した卸売
業者に対し、市場の用地、あるいは施設、冷
蔵庫、その他に対しまして市場の施設に対す
る取扱高、これは貸しまして取扱高により算
出をしております。1,000 分の 7.35 以
内の使用料で貸借をしております。

平成 15 年度から、この 7.35 以内のう
ち、4.2 と市場使用料を改正して現在に至
るところであります。

この関係につきましては、今年度当初売り
上げといたしましては、約 47 億円程度の売
り上げがあるというふうに踏んでおりました
が、残念ながら 32 億円に落ち込みそうだ
と、このような状態でございます。

この要因といたしましては、平成 14 年ま
での間でございますが、実は市場使用料 1,
000 分の 7.35 の率で使用料を徴収して
おりました。この関係でございますが、大型
量販店の取引の拡大、あるいは地方市場間の
取引の拡大等により、全国の市場間の取り組
みが膨らんだことにより、今まで平成 14 年
以前には 33 億円程度の売り上げが一挙に平
成 14 年度に 50 億円を超えたと、さらに大
型量販店との取引が拡大されるだろうという
ことで、この利用を改定した次第でありま
す。

御案内のように、利用につきましては大型
量販店については薄利多売を原則としており
ますので、1,000 分の 7.35 の利用では
当然リスクが生じることから、1,000 分
の 4.2 に改正をしてきたという背景があり
ます。しかしながら、16 年は順調にいった
ものの、17 年、18 年と大型量販店間の競
争が激化し、取引が減少して現在に至るとい
うことでございます。その結果、649 万
1,000 円の今回の補正となった次第でご
ざいます。

さらに、9 ページの関係でございますけれ
ども、施設整備費の事業費につきましては 2
27 万円の減額については、この間、卸売業
者としても自助努力を行ってまいりました。
売り上げについて激減する見通しが立ったた
め、市場卸売業者といたしましても、これに
要する経費、地下タンクの保守点検、あるい
は冷蔵庫の保守点検、その他この関係の経費
については卸売業者が自己負担したいという
ことで申し出がありましたので、この関係に
ついては、227 万 7,000 円については

減額をするものでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

9番野嶋重克君。

9番（野嶋重克君） 売上げが今年度は落ちた関係もあって、このような補正に出てきたということでございますけれども、やはり今後においても、売上げがまた以前のような可能性があるのかどうか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

それと、今、使用料は4.2%ですが、これもやはり今後また変えるような考えがあるのかどうか、この件についてお伺いをしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 野嶋議員の再質問についてお答えいたします。

使用料率の関係と今後の見通しということですが、この関係につきましては2年間連続で使用料の減額分を一般会計で繰り入れをしていると、このような状況でございます。

今後について、売上げ増加が望めるのかということですが、卸売業者、市を初め、まずは地元の産物をとどのようにして消費していただくかということにいろいろ傾聴しているところでありますが、依然として厳しい状態にあります。

このことから申しますと、これ以上の売上げについては、なかなか市場間取引が厳しい状況だということで、困難ではないかという判断をしており、一つには使用料の率の改正を行わなければいけないと、このように考えております。

使用料率の改正に当たりましては、単に不足額を使用料率にその分だけ上積みする、こういう手法だけではなくて、まずは歳出をどのようにして削減をするのか、こういったことも総合的に考えてまいりたいと思います。

さらに、使用料の算定に当たりましては、健全な市場会計を確保する観点から、売上げ

のみによる使用料算定ではなくて、安定した収入の確保が困難なことから、条例にあります1,000分の7.35を上限といたしまして、例えば面積割でありますとか、そういうものも導入しながら改定の検討に入りたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中元優君） 9番野嶋重克君。

9番（野嶋重克君） 市場会計につきましては、今後も大変厳しい問題もあると思います。

私は、今後の使用料ももちろんそうですが、公設市場ということも今後検討していかなければならないのではないかと、富良野市の財政から見ますといろいろ検討材料がたくさんあると、私はこのように思っております。

それで、市長にお尋ねしますが、市長はどのような考えで今後対応されるかお伺いしたいと思います。

議長（中元優君） 野嶋議員に申し上げますけれども、ここは予算審議でございますので、政策審議についてはまた後の機会をお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（「はい、わかりました」と発言する者あり）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第5号 平成18年度富良野市

簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)

議長(中元優君) 日程第5 議案第5号
平成18年度富良野市簡易水道事業特別会計
補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は、本件全体について行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。
お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第6

議案第6号 平成18年度富良野市
水道事業会計補正予算(第2号)

議長(中元優君) 日程第6 議案第6号
平成18年度富良野市水道事業会計補正予算
を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は、本件全体について行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。
お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第7

議案第7号 平成18年度富良野市
ワイン事業会計補正予算(第1号)

議長(中元優君) 日程第7 議案第7号
平成18年度富良野市ワイン事業会計補正予
算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件
の質疑は終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第8

議案第9号 富良野市副市長定数
条例の制定について

議案第20号 地方自治法の一部を
改正する法律(平成18年法律第
53号)施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

議案第27号 富良野地区学校給食
組合規約の変更について

議案第28号 富良野地区環境衛生
組合規約の変更について

議案第29号 富良野広域串内草地
組合規約の変更について

議案第30号 富良野地区消防組合
規約の変更について

議長(中元優君) 日程第8 議案第9号
富良野市副市長定数条例の制定について、こ
れに関連する議案第20号地方自治法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第27号富良野地区学校給食組合格約の変更について、議案第28号富良野地区環境衛生組合格約の変更について、議案第29号富良野広域串内草地組合格約の変更について、議案第30号富良野地区消防組合格約の変更について、以上6件を一括して議題といたします。

最初に、議案第9号富良野市副市長定数条例の制定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第20号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第27号富良野地区学校給食組合格約の変更についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号富良野地区環境衛生組合格約の変更についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号富良野広域串内草地組合格約の変更についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号富良野地区消防組合格約の変更についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で議案第30号の質疑を終わります。

以上で、6件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件6件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件6件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第10号 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定について

日程第10

議案第12号 富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について

日程第11

議案第13号 富良野市公民館設置条例の全部改正について

日程第12

議案第14号 富良野文化会館条例の全部改正について

議長(中元優君) お諮りいたします。

日程第9 議案第10号富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定について、日程第10 議案第12号富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について、日程第11 議案第13号富良野市公民館設置条例の全部改正について、日程第12 議案第14号富良野文化会館条例の全部改正についてまでの4件を一括議題といたしたいと思っております。

このことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、4件を一括議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

本件4件については、さきの議会運営委員長の報告のとおり精査を要しますので、総務文教委員会に付託し、閉会中継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件4件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第13

議案第11号 北海道後期高齢者医療 広域連合の設置について

議長(中元優君) 日程第13 議案第11号北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) 先ほど、補正予算のところでも少し触れましたけれども、いろいろ問題があると思うのですけれども、一つ目は保険料の問題です。

全国平均では1カ月6,200円ということですが、北海道は医療費がかかっておりますので、一人平均1カ月7,000円をちょっと超えるぐらいの金額になるというふうに予想をされております。

この負担増に伴う住民、75歳以上の高齢者に係る部分ですが、軽減措置として7、5、2の制度があるにしても大きな負担となりますので、この負担の影響についてどのようにお考えになっているのかお伺いいた

します。

二つ目に、この保険料が滞納になりますと、短期証だとか資格証明書の発行がされることになります。従来、後期高齢者については、被爆者だとか身体障がい者ということと同じように、この制度には係らないというふうになっていたのですけれども、この制度の場合には発行してよいということになりました。そうすると、医療にかかりづらくなるという、国保でもそうなのですけれども、かかりづらくなってしまうというおそれがあります。

それから、3点目に別立てということになります。現役世代と後期高齢者の保険制度自体が違いますので、別立てとなります。

診療報酬の別立てということにもつながって、治療だとか入院の報酬が現役とこの制度に係る報酬が引き下げられるという、この可能性が含まれておりますのでその点について御見解を伺います。

それからもう1点は、広域連合という議会の制度になります。全道で32人の議員によって、このいろいろな細かなことが決められることになるわけですが、住民の声がこの議会には届きにくくなってしまいう、こんな大きな問題点がありますので、この4点についてお伺いをいたします。

議長(中元優君) 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長(大西仁君) 1点目の保険料の関係でございますけれども、具体的に6万2,000円の数字を出していただきました。その中で、今、子細にはまだなっておりませんが、全国平均を含めて北海道の場合8万5,000円ぐらいというふうに示されております。

先ほど言った保険料の75歳の大部分という形の中で、私ども若干積算をさせていただきました。その中で、当然、被保険者となる75歳以上の高齢者につきましては、今まで国民健康保険ということで応益割、平等割、それと均等割ということで払ってきておりま

す。

今回、準備会において試算した8万5,000円の中で、応益割、均等割4万2,000円、そして応能割ということで4万2,000円、こういう形の中で50、50で考えている。

それで、基礎年金受給者、これは79万円をらっている方ですけれども、こうなると、当然所得の低い軽減7割が該当になるということでは1万2,600円、月額1,000円ぐらいの負担になるというふうに私ども考えております。そういう絡みの中で、そういうことで病院にかかれぬ、負担が多くなるということは、私どもは早急にはないだろうというふうに考えております。

2件目の資格証明書の交付の件でございます。これについては、国民健康保険で義務づけられた制度というふうに私ども考えております。

これについては、払えない特別な事情がある方で1年以上保険税を滞納している方、こういう形になっております。当然、いろいろな払えない理由があるというふうに私ども考えております。

ただ、今回、広域連合の場合、私どもが窓口になって、短期証明書も含め、一応、引き渡す形になっております。そういう形の中で、今まで私ども短期保険証書の絡みの納付奨励、それから納税相談、いろいろやってきております。この中で、払えない事情等についても十分詳しく精査しながら対応していきたい。そして、この制度については特別療養費の制度、これは払い戻しですけれども、そういう制度がございます。そこら辺を含めまして、この医療を受ける権利、これについて十分説明しながら、この資格証明書の絡みについては対応してまいりたいというふうに考えております。

それと3点目、議会の選挙、組織が第7条でいう32名の議員でなっている。これにつきましては、構成されます市町村長、議会議員という形の中で、当然その各地域の住民

から直接選挙された方々形の中で、地域事情を含めて十分私にはわかっている方が行くのだろうという、そういう方々が各市町村の代表として選ばれる、そういう中で十分やはり意見というのは反映されていくのだろうというふうに私ども考えております。

それで、議員の中でありました、当然、被保険者も入れた中でやはり幅広く意見をという形の問題ですけれども、これについては国民健康保険等についても運営審議会というのがございます。そういう中で私ども設置について要望などしていき、被保険者等も含めて幅広い意見というのがこの広域連合の中で採用されていくべきだというふうに考えておりますので、そこら辺含めて要望していきたいというふうに考えております。

それと最後に、診療報酬の件でございますけれども、これについては国のいろいろな審議会の中で国が定めるということで、ここ数年来、医療費の抑制を含めまして、点数、これについてはやはり下がってきているというふうに私どもも了解しておりますけれども、これについてはやはりその時期時期の経済動向なり、それから財政的なものを含めまして、やはりきちっと医療実態、質の問題等をあわせながら、実態にあわせた内容で国が決められているということがございます。

議員がおっしゃいました高齢者と現役世代の格差、差が出てくるのではないかという問題ですけれども、これについては当然医療というのは質の確保を含めてやらなければならないということで、私どもこのことについてはよく承知はしておりますけれども、医療がそういうことで差ができてくるということは、私どもはあり得ないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中元優君） 2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 改めてまたお伺いいたしますけれども、1番目の保険料の問題ですけれども、影響は少ないという見解ですけれども、先ほど言ったように7,000円と

いう中から7、5、2の減額という措置はあります。しかし、それに加えて介護保険料がこの年金から引かれるわけで、上下の差はあってもやや1万円近いお金が引かれることになるということがまず1点ありますし、さらに、来年、再来年と、6月の議会でも質問いたしましたけれども、住民税が上がること、定率減税がなくなることによってさらなる負担が今後においてでも高齢者にかかってくると。決してこれは生易しい影響ではないというふうに思いますので、もう一度改めてその点、大事な点ですのでお伺いをしたいと思います。

それから、証明書の関係ですけれども、この制度では1年間滞納すると出せるというふうになっておりますので、そうになってしまうと、先ほど言ったように繰り返しになりますけれども、病院にかかりづらくなる、国保でもそういうことになった方は、病気になっても少しぐらいでは行かないで我慢すると、我慢すると病気が悪化をする、さらに医療費がかさんでくる、2年に一度この保険料が見直しをされます。医療費が上がれば、それに合わせて保険料も上がるわけです。

先ほど言ったように、今は7,000円前後と試算されていますけれども、医療費が上がればさらにこの負担がふえていくという別立てですから、そういつて高齢者がどんどんふえていくわけですから、そこにかかる部分の医療費が当然ふえてくる。さらに、この金額も上回る可能性が十分あるという危険なものになっております。

それから、広域連合の件ですけれども、全道で32人しかいないという、絶対にこれは住民の意見がとおる仕組みにはなっておりませんので、そのところ見解と言っても同じ答えなのかもしれませんけれども、また、市長におかれましてはこの制度に対してどのように考えておられるのか、国に要望する項目だと僕は思うのですけれども、しっかり国に対して要望していただきたいし、住民の影響によっては、行政として支えるべき手段を講

じなければならぬような場面も出てくるといふに僕は思っているのですけれども、その辺についても市長のお考えをお示ししていただきたいと思います。

議長（中元優君） 答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 1点目の保険料の絡み含めて、高齢者医療と福祉の絡みの中で、住民税等が来年度からますます厳しくなるという点でございます。

私どもそういうふうに認識しておりますけれども、私どもこの保険料の絡みからいえば、やはり先ほど言いましたように基礎年金、ほとんど75歳以上で、基礎年金の絡みの中で設立準備会の方で試算した絡みの中でいけば、先ほど言った月で言えば1,000円、それと新たな激減緩和という絡みの中で、ほかの社会保険や何かで今まで払っていない方については500円という絡みの中で、これはいずれにしても保険料はどの保険に入っても納めなければならないという面、こちら辺を考えてみますと、広域連合に移ったからといって保険料が急激にふえるということについてはないというふうに私ども思っております。

ただ、議員が御指摘になった来年度については住民税もふえる、そういう絡みの中で、今、医療を受けるというのは先ほど私ちょっと述べさせていただきましたが、これについては社会保障で守られた権利だと、私はそう思っておりますので、やはり高齢者のそのほかの生活保護を含め、いろいろな社会保障制度がありますので、その中でやはり安心して医療を受けられるような体制づくりというのを私どもも注意してやっていかなければならないというふうに考えておりますし、市民にもそこら辺を周知していきたいというふうに考えております。

2点目の資格証明書の絡みでございます。これについては、先どもお答え申し上げましたけれども、当然これは国の法律で定められた内容です。ただ、このほか短期証明書が

あります。そして、先ほど言った払える理由がないのに払わない、これについては当然私もこういうことがあってはならないというふうに考えておりますし、そのための納付奨励等に努めてきております。

そこら辺で、やはりこれについては私も出すときに本当に納税相談を含めて、その実態を本当に十分把握していきたいというのが1点と、やはりそのときにこのために医者にかかれたい、そういう体制をなくすような周知の仕方を窓口を含めてやっていきたいというふうに考えております。

先ほどの3点目の議会の絡みでございますけれども、これについては確かに北海道の広域連合32人ということで、市長8人、町村長8人、市議会議員8人、町村議会8人、確かに少ないというふうに、これは国で示された中の人数はある程度広域連合の中の裁量で決められますけれども、全国的に見ても32人が少ないという数字ではないというふうに私も押さえております。

そういう面からいきまして、先ほど言った広く被保険者の意見をという絡みについては、当然私も今後の中で運営協議会なり、地域の意見交換会などをやれるような形の中をやはり私は広域連合の中で、市町村の代表として入っていきます、当然、市長会にも入っていますのでそこら辺が出てきますので、そこら辺については要望していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中元優君） 佐々木議員に申し上げますけれども、一応これは設置条例でございますので、これ以上深くあれすることについては難しいところもあると思いますので、その辺を踏まえて質問をお願いいたします。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 現状の認識ということで、確かに法令はこれから執行されることになるのでしょうけれども、高齢者約3,000人、2,990人、75歳以上の方、こ

の一点一点をぜひ調べていただきたいと思っております。新たに負担がかかることによってどれだけのことになるのか、今の答弁の中ではそれが全然されていないというふうに思います。

ほかにもいろいろ言いたいことはあるのですけれども、高齢者にかかる負担ということの影響、本当に大変なことになると思うのですけれども、答弁はなくてもいいですけれども、市長にぜひこのことにも御意見をいただきたいというふうに思います。

議長（中元優君） ただいま要らないと先に言われたので、それはよろしいですか。

本来は、先にいいと言われると議長判断としてはしないということになっていきますので、それは御了解願いたいと思います。

ほかにもございませんか。

6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） この制度は、市町村単位でやっている老人保健制度が広域連合、道全体になっていくということは、先ほど佐々木議員も言われたとおり、町村と住民の皆さんが非常に近い関係にある。これは全体の大きいパイになってしまうことは、町村、受ける保険者を含めて距離が現状より遠くなる。その中で、今、部長答弁も含めてお話があったのですが、しっかりと住民の意見だとか現状を知らない、逆に言えば市に徴収義務がかかって、こう決まったのだから富良野市さん集めなさいという逆な立場になってしまう。

やはりそういう部分では、この制度になることによって、町村の意見を含めてどのように意見反映されるのか。もちろん議員は出ているというのはわかります。そういう制度であるか疑義が出てくるというのはわかる。しかし、その前段、本当に作業部会か、そういう委員会が設置されて、そういう町村の現状を含めて、ややもするとこれはお金の切れ目は命の切れ目と等しいことになるかもしれませんよね。1割自己負担の、そうして保険料1割なのですから。お金のあらないを含めて

いろいろな問題が出てくるというふうに思います。

富良野市として、これらの制度に関して、できるからいいのではなくて、富良野市民の生活を守るという視点で、この制度に関してどのように意見反映の場をつくっていかうとしているのか、まずお聞きしたいということです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） この広域連合、先ほどから言っておりますけれども32人で編成されます。その中で、当然、うちの全道市長会から何名というような形の中で、そして市議会議員の中から何名という形で私どもは選ばれていくというふうに考えます。

そのような中で、これは子細なものについては実際は出てきてはいないというのが現状ですけれども、来年1年かけて事務職員40名、これが各市町村から派遣をされます。それと、この議会議員の中で何回かそのことについて十分論議されていくというふうに私ども考えておりますので、私ども全道市長会の中でもこういう問題というのは当然論議されます。それと、担当者を集めて論議される場になってくると思いますので、その中で私どもの考えている意見等を交換なり、反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 大変時間ばかりたっていますけれども、手短にいきます。

この制度というのは、先ほど言いましたけれども、制度はもう既に決まったわけですね。ですから、制度そのものを云々ということにはならないのかなというふうには理解はしますが、しかし、これは今の審議はそういう広域連合をつくってよろしいかという審議ですから、ですからどういった内容のことが議論をされて、そしてそこに我々の意見がどう反映されるかということは、十分やはり議

論されるべきだというふうに僕は思います。ですから、そういった視点でお聞きをしたいのです。

この広域連合の関係でいきますと、後期高齢者の保険制度だとか医療制度とか、これと言いますと、非常に乱暴な国の制度設定のやり方です。ですから、先ほど市民部長が言われたように、まだ内容について十分なものが来ていないという、こういう状況の中で設置してよろしいかと、こういう話ですよ。

ですから、私はそういう意味では、ここの議会で出ていることが乱暴だというふうに言うつもりはありません。国の進め方が非常にそういう乱暴な中で、今、進められようとしているということについてどのようにお考えなのかということを執行者としての答弁をいただきたいと。

これについては、非常にそういった意味では今議会での一般質問でも言いましたけれども、社会保障政策そのものについて多くの国民が制度不信を持っているということのあらわれだというふうに私は思うのです。制度に対する不信を持っていると。医療費が上がったから、だからそれをどう抑制するかと、介護費が上がったからどう抑制するかというような、そういうのが後から後から出てくると、それに対して、では、市民の意見がどう反映されるのかというところの1点だと思います。

介護保険についても同じですし、今回のこれについても同じですけれども、保険料は払うけれども、あるいはそういう負担、保険の負担は払って一部負担金が出てくると、そうすると、保険料を払うがためにサービスを受けると一部負担金を払わなければならないと、しかし、保険料を払わなければならないからサービスは受けないと、そうすると一部負担金も払わなくて済みます。その保険料を払うがためにサービスを手控えてしまうという、本末転倒の現象が今起きてきていると、介護保険なんかは特にそういう問題が起きてきているわけです。

ですから、そういったことに対しての考え方というか、どういうふうに認識をしているのかということがあって、その上でこれを設置をすることについて同意できるかどうかという、そういう議論になるのではないのかなというふうに思いますので、その辺のところの考え方をお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） この広域連合の設置につきましては、確かにことしの6月の法律で明確に、平成20年4月から実行するのだということで、まだ1年ちょっとの余裕があります。

その中で、今回提案した部分につきましては、やはり広域連合設置、これは今議会で議決いただいて、19年3月までにある程度の受け皿の母体をつくりたいと、これはスケジュール的にいえばそういう形で、私どもこれは当然法律によりますので、全道市町村がそういう形の中でこれから意見を、ある程度の内容を附帯的なものについては、その中である程度押さえていくというふうに私ども考えております。

ただ、今、ここに示されている部分につきましては、法律の中で国が示された部分について、ある程度この中の内容で私ども答えていると、そういう絡みで御理解をいただきたいというのと、先ほど保険料の話がまた出てきましたので、若干先ほどと同じような答弁になるとは思いますけれども答えさせていただきたいというふうに思います。

保険料につきましては、先ほど言いましたように、国民健康保険でも同じように払っております。それで、独立した保険として、また、先ほど言ったその1割の部分、先ほども多い少ないの問題がありましたけれども、これについては二人世帯で200万円ぐらい年金をもらっている方については、やはり負担については同額程度というふうに私ども、ちょっとこれについては若干不明ですけれども、そういうふうにして押さえておりますの

で、当然保険料は新たな保険でも出てくるという形で御理解いただきたいというふうに考えております。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時21分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第14

議案第15号 富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について

日程第15

議案第16号 富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について

日程第16

議案第17号 富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について

日程第17

議案第18号 富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について

日程第 1 8

議案第 1 9 号 富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について

議長（中元優君） お諮りいたします。

日程第 1 4 議案第 1 5 号富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について、日程第 1 5 議案第 1 6 号富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について、日程第 1 6 議案第 1 7 号富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について、日程第 1 7 議案第 1 8 号富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について、日程第 1 8 議案第 1 9 号富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正についてまでの 5 件を一括議題といたしたいと思ひます。

このことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、5 件を一括議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

本件 5 件については、さきの議会運営委員長の報告のとおり精査を要しますので、市民福祉委員会に付託し、閉会中継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件 5 件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第 1 9

議案第 2 1 号 富良野市職員の特地勤務手当支給に関する条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第 1 9 議案第 2 1 号富良野市職員の特地勤務手当支給に関する条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 0

議案第 2 2 号 富良野市手数料条例の一部改正について

日程第 2 1

議案第 2 6 号 富良野市建設確認申請等手数料徴収条例の一部改正について

議長（中元優君） お諮りいたします。

日程第 2 0 議案第 2 2 号富良野市手数料条例の一部改正について、日程第 2 1 議案第 2 6 号富良野市建設確認申請等手数料徴収条例の一部改正についての 2 件を一括議題といたしたいと思ひます。

このことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、2 件を一括議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

本件 2 件については、さきの議会運営委員長の報告のとおり精査を要しますので、経済建設委員会に付託し、閉会中継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件2件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第22

議案第23号 富良野市立学校設置 条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第22 議案第23号富良野市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23

議案第24号 富良野市企業振興促進 条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第23 議案第24号富良野市企業振興促進条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） この案件は、中小企業、零細企業でも対象になりやすくなったという面で評価されると思います。しかし、果たしてその零細というところまでは手が及ばないのではないのかなという気がします。

今回の一般質問でもさせていただきましたけれども、企業誘致ではなくて、地元の業者

をいかに活性化させて町を経済的に豊かにしていくかというところが課題となるというふうに私は思っておりますので、そういう面でこの改正された条例が本当に地元のために、地元の中小商店街を活気づかせるために有効になるのかどうなのか、それとも一部にはやはり今までと同じように企業誘致ということを考えた上での条例なのか、その辺の考え方をお知らせください。

議長（中元優君） 御答弁願います。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

地元の業者でも活用できるのかと、しかも零細企業でも活用できるのかという御質問でございますが、現在、富良野市では、当市では循環型経済活性化促進協議会、こういうものを設置いたしております。この中には、市、あるいは商工会議所、観光協会、農協、人材開発センター、それから町づくり会社等々が加わり、地域の資源を活用した、それを加工する、そういったことも今現在いろいろな取り組みを行っているところであります。

この辺の関係から言いましても、これから地域の資源を活性化、活用したプログラムをつくる際に、少しでも地元の企業が自立するための支援策としては当制度も有効に活用していただける、このようなことから改正を行ったものであり、十分な効果があるものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4

議案第 2 5 号 富良野市開拓婦人ホーム 条例の廃止について

議長（中元優君） 日程第 2 4 議案第 2
5号富良野市開拓婦人ホーム条例の廃止につ
いてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第 2 5

議案第 3 1 号 指定管理者の指定に ついて（中心街活性化センター）

議長（中元優君） 日程第 2 5 議案第 3
1号指定管理者の指定についてを議題といた
します。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

17番北猛俊君。

17番（北猛俊君） 議案第 3 1 号の関係
ですけれども、関係資料をいただいております
ので、そこで質問させていただきます。

関係資料の関係につきましては、中心街活
性化センターの設置指定管理予定者の選定経
過ということについていただいております。

選定の結果については、11月13日、合

議により選定、全員一致で選定ということ
であります。

今まで候補となる団体は複数おられたとき
には、それぞれの項目はポイント制で、それ
を積み上げられて議会にも説明され、したが
いまして、市が指定管理者に求めるものとど
の程度の開きがあるのか、どの程度一致する
部分があるのかということで見やすかったわ
けでありますけれども、今回は一団体という
ことであります。

その選定の経過の中でどの部分が認めら
れ、また、どの部分について問題があったと
いうことではないにしても十分にならない部
分、総体は指定管理者ということになってい
るわけですけれども、いわゆる足りる部分、
足りない部分を含めて、選定に当たった経過
についてちょっとお知らせをいただきたいと
思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） それでは、御説
明申し上げたいと、このように思っている
ところでございます。

まず、この施設でございますが、中心市街
地の活性化、なお、市民の健康づくりと生涯
スポーツの振興、まして地域活動の共有地点
ということで、経済ですとか保健福祉、ある
いは教育を連携した複合施設という観点から
審査させていただいたところでございます。

この資料によりますと、最初は配布団体 3
団体、説明参加団体が 2 団体になりまして、
最終的には申し込みが 1 団体といった中
でなっております。

そういった中で、この施設につきまして
は、中心街活性化施設ということで初めての
施設ということで、どういう点でこれを審査
したらいいかということで検討させていただ
いたところでございます。

まず、この中身につきましては 6 点の選
定基準を設けまして審査させていただいた
ところでございます。

一つは、市民の平等な利用が確保されるこ

と、もう一つは、管理運営計画書の内容が施設の効果を最大限に発揮するものであると、3番目には、管理運営業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、また、確保ができる見込みがあること、4点目には、管理業務収支計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図れるものであること、もう一つは、管理業務に伴い、地域の雇用、地域振興及び商店街の支援、連携が図れる見込みがあること、最後でございますが、多様な市民活動の支援に関し熱意があり、利用者の適正なサービスの提供が行えるものであることという六つの観点から審査させていただいたところでございます。

そういった中で、3回にわたりまして会議を開いてございます。1回、2回目につきましては、この施設につきましての仕様書、提供するビジョン、それから収支計算書とか、例えば管理運営の面、それからどういうビジョンを持っているかだとか、そういう書類の当方で用意した資料をかなり精査をさせていただいたところでございます。

その中で、一番内容を審査をしたのは、やはりこういう施設ですか安全面がどうか、それから人員の配置ですとか、そういうものがきちっと網羅されているのか。あるいは、収支計算書がこれで本当に運営ができるのかと、そういったことを2回にわたりまして精査させていただいたところでございます。それに基づきまして、2回にわたりまして精査させたものを参加者に提供したということでございます。

そういった中で、最終日に審査をさせていただいて、この6点にわたりまして種々書類を審査させていただきまして、最終的には採決方法ということでさせていただいたところでございます。

最後には選定委員会全体で議論をさせていただきまして、全会一致で可ということになったところでございます。

以上です。

議長（中元優君） 17番北猛俊君。

17番（北猛俊君） 今、経過の概略についてはお話をいただいて、おおむね理解をしますけれども、ただ合議でということ、どの部分がこの指定管理を受ける予定者になられたところに課題があるのか、そしてどこの部分については市の指定管理を任せる部分において十分と考えたのか、全然問題なく100%この事業者しかないということ、選定されたのか、この後、指定管理をしていただく上についても、やはり行政としても指導管理義務みたいなものも当然残るわけでありますから、そういった部分が感じられるものは一切なかったのかどうか、その辺も一度お願いします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 書類はかなりあるわけですが、私も一番書類の中で重視したのは、やはり管理業務計画書というものを重視して見たところでございます。

その中で一番になりますのは、運営管理の基本方針というものがどうであったかというものを精査させていただいたところでございます。と同時に、商業活性化等の複合施設でもございますので、その辺の面もあわせてどう活用していくのかと、そういうビジョンも見させていただいたところでございます。

そういった中で見させていただいて、最終的にはやはり収支計算書が私どものつくった内容とどう整合性があるかというような中も見させていただきまして、そういう中で精査させていただいたということでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） この資料も含めて、前回いただいたときは結構シビアな資料があったのです。点数はどうだと、1点違いとか2点違いだとか、ああいうふうな資料が出てくるのだというふうに思ったのです。

今、総務部長言われたようなことも含め

て、一つしか最後残っていないので、本当に今、総務部長が言われたような資料が出てくるのかと思ったのです。何をどういうふうにしようとしているのかを含めて仕様書出していますよね、入札のときに説明会を含めて。それに沿った、1社だからなおさらそういう入札に対しての結果に対しての公表があるものだというふうに思ったのです。

ただ、これではまちづくり株式会社と丸がついているだけなのです。前回の指定管理者はもっとシビアな、議論経過の部分も大体想像のつくような資料だったのです。なぜこういう資料を統一しないのですか。議会に出すとき。我々はこれをもらって、さあどうですかと言われても判断に苦しむのですよ。まずその点を聞きたい。

もう一つ、それほどいいものだったら、やはり議会側を含めて、後で結果としてはそれはホームページが何かに出すかもしれません。我々そういう以前の問題としてこの場で決めなければいけないというときに、何で情報公開されていないまま決めるといふ方が無理だというふうに僕は思います。

とりあえず1回目として、その点について御答弁願いたいというふうに思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） この採点方法でございますが、三つございまして、複合的な申込書がある場合には総合評点方式という形をとるといふ原則になってございまして、今回1社の申し込みということでございまして、採決方式にのっとり議決をしたということでございます。

そういった中で、資料ということでございますが、先ほど述べたとおり、事業計画書を出してきた内容について精査させていただいたところでございます。そういった中で、結果的に資料という形の中で述べさせていただいたということでございます。

議長（中元優君） 6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） 1社の場合、ずっとこ

れからこのような形での我々に対しての提示なのですか。2社か3社いると前回のように点数をつけてきちっと出すのですか。おかしいではないですか。情報公開はやはり統一したもので、統一したような形で出さないといけないのです。事と物によって情報公開を変えるということは、逆に言えば多くの人に間違っただけ情報が伝わるのです。

ですから、なぜこういうふうな形になったのかということ、やはり情報公開の統一をしていただかないと、我々も判断に苦しむし、幾ら総務部長がいろいろなことを言われても理解できないのです。どこがよくて、どこが本当に市民のためになるのか、この点はよかったのですよという強調もしないし、ただ、ただだと経過説明だけです。そんなにいいものだったら、逆に言えば企業支援に対してはこういう会社はこうこうこういうふうに提案しています、そうやって言えばいいのではないのですか、資料を出せばいいのではないのですか。よかったよかったと、何がいいかわからないです。

議長（中元優君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 3時02分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほどの岡本俊君の質問に御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） それでは、岡本議員の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

どこが決め手になったかということでございます。管理運営の内容の中で、一番の決め手でございます。プールでございます。この中の公認水泳資格者、あるいは健康運動指導者、あるいはフィットネストレーナーの資格

者の配置に経験豊かな者が配置をされていたということでございます。

もって、提案されました計画書のプログラムの中にプラスアルファのプログラムも組み込まれていたというような中身がありまして、そういうものが最終的な判断材料となったところでございます。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） 先ほど私は、この情報公開に当たって統一すべきだと、これから万が一、1社の場合、こういう形での我々議会側に対するなのか、前回のような点数を含めてちゃんと出すのか、まずその辺を私は先ほど統一すべきだという、公開はちゃんと明らかにすべきだということを申し立てています。その答えがない。

特に1社ということなのです、問題は。総務部長聞いていますか。1社ということなのです。つまり、1社ということは、逆に言えば先ほどの総務部長の話を知っていると、会社と相談しながらみたいなの、何かわかったようなわからないような答弁をしているわけです。逆に、こういうものは指定管理者ですから、公から離れるわけですから、そこは常にクリーンでないといけないのです。

だから、それはしっかりと行政側も我々側もチェックしなければいけないし、行政は担保しなければいけないのです。その辺のクリーンさということをやはり市民にしっかりと見せることが、結果、応募が1社だったから仕方ないだろうという形ではだめだと思うのです。

ですから、私はさっきからそのことを言っているのです。だから、行政側はしっかりと襟を正した情報公開をしなければいけないし、市民にはもちろんそうだし、議会側にもそうなのですよというようなことなのです。これからひょっとしたらまた1社ということあるかもしれないです。1団体かもしれないです。そういう場合において、やはりクリーン

さということをしかりと担保しなければいけないということ先ほどから私は言っているのです。

この件に関してはそういうことはあったとしても、今、総務部長から話がありましたけれども、では私に一つ聞かせていただきたいのですが、企業支援というのはどういうふうなまちづくり会社は考えておられるのですか。それと、危険があった場合、今回夏プールで大変な事故に遭いました。ああいう事故があった場合、もちろん向こうから連絡が来るのは確かです。そういうシステムはどうなっているのか。逆に言えば、行政側としてそういう危険があったときには、だれが受けて、だれが責任持って行政側の危機管理ができ上がっているのかどうかも含めて、私は改めて伺いたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） この中身についてでございますが、先ほど言ったとおり、業務契約の中に入るそういうものが記載してございます。危機管理の場合はどういうふうな処置するだとか、そういうものを網羅した中で検討させていただいたところでございます。

それから、情報公開の関係でございますが、これは今回の議決をいただいた段階で全部成立されるということで、以後について情報公開をしていくということになるかと思えます。

以上です。

議長（中元優君） 6番岡本俊君。

6番（岡本俊君） では、我々の聞き方が、資料のもらい方が悪かったのですか。正直言ってこの資料で、この会社、ここのまちづくり会社がいいのかどうかなんて判断できないでしょう。この紙一枚で、こういうことをやるのではないよと、してはいけないですよと私は先ほどから言っているのですよ。

我々是最終的に議会が判断したのだ、議会が決めたのだと言われるのです。では、議会

側に対する理事者側の資料はこれだけで、我々判断できないですよ。だから、そういうことを改めないといけないですよと言っているのです、私は。それに対する答えは何ら返ってない。

そして、改めて先ほど企業支援について、具体的にまちづくり会社はどうやったのですかというふうに聞いているのに、それも答弁ないし。だから、やはり断片的なことではなくて、私はしっかりと情報公開、議会側に我々が判断できるような資料を提出すべきだということです、これからも。

議長（中元優君） 御答弁願います。
総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 資料でございますが、今回、議員の指摘がございましたので、以後につきましては資料の出し方について検討させていただきたいと、このように思っているところでございます。

議長（中元優君） この関係について、担当していた事務局長がおりますので、総務課長がこれの事務方をしてございますので、そちらの方に1回答弁をいただいて、その後また受けたいと思います。

それでは、関連して答弁をいただきたいと思えます。

総務課長松本博明君。

総務課長（松本博明君） 岡本議員の御質問の関係でございますが、指定管理者の選定に当たっては、あくまでも公正公平にという観点の中で、さきの一般質問にもございましたように、次年度からは民間委員も含めた中で選定をしていきたいというふうに考えているところでございますが、今回の指定管理者の選定に当たっては1社であったと、それで18年の1定の場合においても、実は議員の方々に配付させていただいた資料の中では、デイサービスセンターだとか、もろもろの関係も1社しかなかったところでございます。それについては採点方式ではなくて、全会一致の中で経過を踏まえた中で資料的には出ささせていただいたところでございます。

ただし、この関係について、審議の過程でこういったような形の公正公平な形で、本当に選定がよかったのかといったところの論議がどうしてもはっきりしないという観点もございまして、今後については評点の関係について、今回採点表の関係についても定めさせていただきましたので、その公正公平な形の中で、こういった視点でこの施設が指定管理者として妥当だったのかということ进行を明らかにするために、まずは選定の採点表を今後資料として示していきたいというふうに考えているところでございます。

それで、なお、今回の選定に当たっては、当然まちづくり会社1社だったわけですが、このまちづくり会社が果たして本当に指定管理者としてふさわしいかどうかと、この関係について選定委員の9名の中でいろいろ論議はしました。

その評点の中については、一応指定管理者の選定基準、先程来部長が六つの観点でおっしゃっていたところでございますが、その観点で施設利用の平等な利用が確保されることについても（1）、（2）、すべての利用に対して公正中立な対応でできる団体であるかどうか、ここについて、あるいは利用者に対するサービスの向上について、こういった点についてそれぞれ六つの項目がございまして、100点満点でそれぞれの点数が0点から5点と、5点がすぐれている、ややすぐれている、3点が普通、やや劣っている、劣っている、採点不能といった中で、そういった観点の中で見ていきまして、普通以上、ややすぐれているという観点の中の評点が高ければ、この指定管理者は妥当であろうというような観点で見ていきましたので、その関係については合議制の中の採決方式で、今回は9名の全委員一致の中でまちづくり会社が妥当であったというような形で落ち着いたところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 実は、富良野市中心街活性化センター指定管理者募集要領の中に、17その他の注意事項という2番がございます。その中には、選定委員、関係市職員との接触の禁止というものがございます。

応募予定者、参加表明者は選定委員、関係市職員と本件申し込みについての接触を禁じると、接触の事実が認められた場合には失格とすることがあるというようなことで書いてあります。

しかし、市ではまちづくり会社支援のために、一人の職員を支援させているということについて、こういう秘密が守られていることとの合議制というか、そこら辺をどのように判断をしてやったのかということをお聞きしたいとお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

ただいま、指定管理者の活性化センターに係る市の職員とのかかわり合いという部分の御質問かと思えます。

私どもは平成15年よりふらのまちづくり会社の運営確立を図るために、人的支援を行いながらまちづくり会社の自立支援に向けた体制づくりを進めているところでございます。

今般、これらの活性化センターの指定管理者に当たりましては、当然、この施設については当時の事業計画段階から業務等を含めた中での管理体制、こういったものについては議論はされていたところでございます。

そういった中におきまして、当面、ふらのまちづくり会社といたしましても、公共施設等の管理、こういったことには大きく事業として管理規定の中に網羅されているところでございまして、私どもの方といたしましては、市からの人的支援の部分については、運営あるいは自立支援等々の国の補助、あるいは市の支援補助、こういったものの中から運

営が確立をされてきているものというふうに判断をしております。

そういう中におきまして、市の職員が人的派遣という部分におきましては、これらの活性化センターの一連の公の施設の管理と、そういう面も含めた中での支援というものも重要と認識した中において、まちづくり会社に対しての人的支援体制において、それぞれの会社の運営に当たっているという内容でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 3番宮田均君。

3番（宮田均君） 非常に難しいあれだと思っておりますけれども、この2番の接触を禁じるというこの内容、市の方ではどういうふうに解釈していたのかということをお伺いいたします。

議長（中元優君） 答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） ただいまの宮田議員の御質問でございますけれども、休会中の議員の請求資料で募集要項等を配布させていただいたページの中の8ページに、指定管理者との接触の部分で、関係市職員というのは窓口には在職する職員、いわゆるこの中心市街地活性化の準備を行っている準備課の職員、さらに、その他当該公募に関係が予想される職員ということで、私もその当時の室長でございますし、商工観光室長の高山室長につきましても、まちづくり会社が応募されるということも含めながらの予想という考え方で除斥をしているという考えの内容でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今聞いたのは、17の2のこの関係職員と本件の申し込みについての接触を禁じるということの接触ということの市側の解釈、これはどういうことですかということだけ聞いたのです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 選定委員等、関係市職員との接触の禁止という部分の一つといたしましては、選定委員の中に私と高山室長が入ってございます。そういったことから、これらの委員との接触の禁止というのが一つでございます。

それから、関係市職員というのは、先ほど申しましたように準備課の職員という考え方でございます。

以上です。

議長（中元優君） 3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の室長二人、それと市職員の支援、まちづくりの方で支援している一人のことについて、指定管理からは管理選定委員会からは外れているということで理解するところですが、市職員の人1名がこのまちづくりの方の会社の支援に行っているということについてのその接触の中身についてです。これをどういうふうにお考えなのかと。

要するに、情報、関係ですよ、接触の事実がこの選定委員関係市職員とと書いてありますから、この関係市職員ではないのですかということですか。

議長（中元優君） 答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 御質問にお答えいたします。

関係市職員とは、先ほど申しました中心街整備推進室長と、この準備をしています活性化準備室の課長ないし係長でございます。

以上です。

議長（中元優君） 7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 関連して質問させていただきます。

今言っていることはこういうことだと思うのです。市の職員でまちづくり会社の方に向いている職員がいます。この人が上司がいるわけですから、上司と接触しているわけでしょう。上司と接触しない部下はいないでしょう。だから、上司と接触しているその上司がこの選定委員に入っていたらどうい

とになるのですかということなのですよ、言っているのは。

ですから、今回のそういうのは、たまたま具体事例としてありますけれども、今後のことを考えたときにそういうのは接触とは言わないのというのが一つです。

だから、そういう意味では、その会社が入札をする会社の資格を有するのかということだと思っております。ですから、そのところがきちんと答弁をされないと、最初に一つしか会社がないから、だから自動的にそこに行ってしまったと、これだとすればやはり問題があるのではないかと、今後の指定管理者の選定をするに当たっても変な不信感を持たれはしないのかと、そのことが一番心配なわけで、そのところをわかるように説明をいただきたいということです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 横山議員の質問にお答えいたします。

まちづくり会社に対して、市の支援ということで、平成15年より立ち上がりのために支援として指導体制として出ているのが内容でございます。

いわゆる、そこで自立を図るということからいろいろな事業を進めてきたということもありますし、もう1点は、先ほど申しましたように、この施設というのは当時から健康増進を含めた中での管理を目的としながら、そういったこともこのまちづくり会社としては視野に入ったことは事実でございます。

そういう内容を含めながら、私どもの方としては、これらの施設の適正な運営管理を図るに当たりましては、私の方の市の方としての業務計画、運営計画等々、さらには運営收支計画、これらについては当然指定管理者の応募をする段階において、応募要項の中にすべてを示してございます。

そういった中から、いわゆるまちづくり会社に市の職員が指導支援という形に行ってくださいけれども、1名はやはり情報という

のは、これは伝わっているのは事実かというふうにも理解をしています。

ただ、やはりこの施設をいかに適切に運営管理をするかと、そういった視点も重要に考えていく必要としての体制としてあったのかなというふうにも認識をしているところがございます。

議長（中元優君） 7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） ちょっと言い方を変えてお話をしたいと思います。

これは入札行為ですから、そのときに通常一般的に言われている天下りのOBの人がいる会社に仕事が行っているとかという、いろいろなそういう話があります、今まで。この指定管理者の問題ではないですよ。それでさえ社会的な問題として、OBの人がどこかの会社に勤めて、取締役ではなくても一定の意思決定をするところになれば、OBの会社に仕事が行っているのではないかという話になるわけです。そういった不透明な部分というのはどのように考えているのですかと。ですから、今回のことで、だからだめとかいいとかという問題ではなくて、今後の問題としてこのことをどのように考えているのですかと。

僕らがずっと言ってきたのは、TMOについても言ってきたのは、市の職員がそこまで本当に入っているのかと。これは商工会議所だとか、そういう経済事務の人たちが基本的にやって、それを市がお手伝いをしているという形です。ならいいけれども、市が立ち上げをして、資本投下までしてというふうなことだとすれば問題がないかということをやっと言ってきたわけですよ。だけれども、そのままずっと今まで来て、そして、今、指定管理者をとって、そして自立をさせようと、こういうねらいがあるということは僕は十分理解します。町づくりのためにそうしたいということは理解はします。しかし、そういうことが市民の中にとっては不透明に写りますよということをやっているのです。ですから、そこら辺についての説明責任を果たしていただきたいということです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 横山議員からの御質問に、私の立場からも含めてお答えを申し上げたいと思います。

全国的に、今、癒着的な問題がたくさん、テレビ、新聞等で報道がされているところがございます。地方自治の大きな危機というようなことも新聞報道では言われている状況でございます。

私たちも、こういう状況は決して市民に対して当然責任を持ってやらなければならない執行の状況でございますので、私は基本的に今御質問のあった問題につきましては、職員が派遣されていようがいまいが、自分の職務というものを明確に自覚を持ってやっていく、これが一つ職員に対しての考え方であります。

さらに、今、御質問があった中で、それぞれ支援という形の中で職員が行っている中で、それぞれ情報を持った形の中で仕事をする場合が当然出てくるだろうと思うのです。それにつきましては、公務員としての守秘義務というのが当然ございますし、それからもう一つは、そういう行政及び経営に参画する位置づけに職員があるのかどうかと、こういうことをやはりきちっと整理をしていかなければならないというふうにも考えますし、さらにもう一つは、そういう状況下であって、職員が例えば今、まちづくり会社の職員として行っているわけではないのです。辞令は富良野市から出しているわけでございますから、そのまちづくり会社にのめり込んで仕事をするというような体制には私は今なっていないと、そういう状況に明確になっておりますので、今申し上げました3点の形の中で、横山議員から御指摘受けましたけれども、私はそういう体制のもとに今後もやっていく、このように明確にお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（中元優君） ほかにございません

か。

4 番 広瀬寛人君。

4 番（広瀬寛人君） 指定管理者の選定委員の構成についてお尋ねをいたします。

先ほど総務課長の方から、前回の私の一般質問の中でも指定管理者の構成員については次年度以降検討するというお話をされていたというふうに私は聞き取ったのですが、私自身は前回の指定管理者のときに、現時点でも構成員に必ず入るようにはなっていないけれども、入れることは可能な条例になっていることこの御説明をいただいて、今後そういう第三者的な行政関係者以外の方が入った方が望ましい場合については検討をするという回答をいただいていたというふうに記憶しております。

先ほどの総務部長の、今回のふらのまちづくり会社が選考された部分の特に有力な、優秀な点として、プールの運営管理についての事業計画がすぐれているというお話でございました。近隣で言いますと深川市や、私の記憶するところでは旭川の民営会社にプールの運営を委託しているというふうに記憶しておりますが、こういう一般の企業が運営しているということであればなおのこと、例えば道内金融機関の調査機関等を利用することによって、その経営ノウハウ、実数値についての裏づけがあるかどうかについて、ある一定程度情報を押さえることができるかと思えます。その点では、今回の選定委員の中に、そういう仕事ができる立場にある方を入れることによって、今回のこの指定管理者の選定になお一層の信憑性を付け加えるものではないかなというふうに感じております。

私自身も、この指定管理者に申請する側の立場の組織にいたこともございますが、やはりこの指定管理者に応募するということは、その事業計画にのっとして運営をして、その中で自分たちの想定数字が行かない場合には、その債務を自分たちが負うというだけの覚悟を持って指定管理者に公募をするわけでございますから、これは競争相手がいて、そ

こに破れた場合には、それは入札ですので、その部分についてとやかく言うものではございませんが、こうやって1社しかない中で指定管理者に名前を連ねて、その審議についてこのように不透明感を持たれるということについては、やはり行政側がこの指定管理者を選定するときの手続きにもう少し配慮する必要があったのかというふうに感じております。

そこで御質問ですが、この指定管理者の選定委員に部外者を、いわゆる行政関係者以外を今回入れなかった理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長 下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） これにつきましては、前回の広瀬議員の質問にお答えしたと思えますが、あ那时的答弁の中では次年度という形の中で検討していくということで、今年度につきましてはこのような方法で、次年度にそのような民間の方も通していくというような考え方をしていたということでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

4 番 広瀬寛人君。

4 番（広瀬寛人君） 答弁については文言、詳細に確認をしておりますが、私自身が総務課長の方からも資料をもとに説明をいただいたときに、現行の条例の中でも部外者、行政関係者以外を入れることもできる条例になっておりますということで御説明をいただいておりますが、その点の確認だけお願いします。

議長（中元優君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 4 分 休憩

午後 3 時 3 6 分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほどの広瀬寛人君の質問に対して御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 大変申しわけございません。

議員言われたように、規定の中では入れることができると。ただし、これにつきましては来年度から採用していきたいと、こういうことを考えております。

以上です。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

会議時間の延長宣告

議長（中元優君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

10分間、休憩をいたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時46分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第26

意見案第1号 リハビリテーションの改善を求める意見書

議長（中元優君） 日程第26 意見案第

1号リハビリテーションの改善を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） - 登壇 -

リハビリテーションの改善を求める意見書は、会議規則第13条の規定により、日里議員外5名の諸君の賛同を得て提出するものであります。

ことし4月からの診療報酬改定により、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病医療費だけを対象とし、脳血管は発症・手術、または急性憎悪から180日以内、運動器は発症・手術、または急性憎悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定をされました。

こうした動きは、患者、障がい者に大きな影響を与えるものであります。

また、病院経営や理学療法士、PTなどの専門職にも大きな影響を与えることが危惧されます。

よって、以下により、政府は緊急に対応されるよう要望いたします。

一つ、リハビリの診療報酬について、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるよう改善すること。

二つ、今回の改定により、必要なりハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士、作業療法士等の専門職への調査を実施すること。

三つ、障がい児・者リハビリの提供施設は、重症心身障がい児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハビリ、運動器リハビリ、呼吸器リハビリ施設にすること。

四つ、経過措置やQ & Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

議員各位の慎重なる御審議のほどよろしく
お願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑
を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、本
件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 2 7

意見案第 2 号 日豪 F T A に関する 意見書

議長（中元優君） 日程第 2 7 意見案第
2 号日豪 F T A に関する意見書を議題といた
します。

提案者の説明を求めます。

1 9 番東海林剛君。

1 9 番（東海林剛君） - 登壇 -

日豪 F T A に関する意見書は、会議規則第
1 3 条の規定により、今利一議員外 5 名の御
賛同を得て提出するものでございます。

日豪政府は、昨年 1 1 月以降、日豪 F T A
交渉について、メリット・デメリットを含
め、さまざまな方策を幅広く検討し、今般、
共同研究報告をまとめました。

政府は、報告内容を踏まえて、1 2 月 1 2
日の日豪首脳会談において交渉入りが合意を
いたしましたけれども、報告書においては、
牛肉、乳製品、小麦、砂糖など重要品目の関
税撤廃の回避が担保されておりません。

仮に、交渉の結果、関税が撤廃されること
になれば、北海道農業のみならず、関連産業

や地域社会が壊滅的な打撃をこうむるおそれ
があります。

については、日豪 F T A 交渉においては、重
要品目を関税撤廃の例外措置とするよう求め
るものであります。

以下、留意点について読み上げて説明とさ
せていただきます。

政府においては、今般、豪州との F T A を
柱とした E P A 締結交渉入りが決定をした。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物
輸入の占める割合が 2 8 % と高く、特に、
米、麦、肉類、乳製品、砂糖など、その多く
が北海道の主要農畜産物と競合している。

F T A においては、すべての分野の完全撤
廃が原則であり、豪州においては、これまで
ほとんど例外品目を認めていないため、日豪
F T A 締結により関税が撤廃されることが危
惧されるとともに、その後の他国への波及も
予期され、北海道農業を初め、地域経済は壊
滅的打撃をこうむり、地域社会が崩壊するお
それもある。

このため、日豪 F T A 交渉においては、豪
州が我が国の重要品目の柔軟性に配慮しない
場合は、交渉中断などの毅然たる対応を行う
こと。

以上、地方自治法 9 9 条の規定に基づき、
意見書を提出するものでございます。

よろしく御賛同いただきますようお願い申
上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑
を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま

した。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 28

意見案第 3 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

議長（中元優君） 日程第 28 意見案第 3 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10 番上田勉君。

10 番（上田勉君） - 登壇 -

意見案第 3 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書案は、会議規則 13 条の規定により、菊地敏紀議員外 6 名の御賛同をいただき提出するものでございます。

森林には、国土の保全・水資源の涵養などとともに、地球温暖化防止に向けた国際公約である温室効果ガス 6 %削減を履行するため、大きな役割を果たしていくことが求められております。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害の未然防止に向けた治山対策や森林整備など、自然環境や生活環境での安全・安心の確保に対する国民の期待と要請は年々高まってきております。

こうした森林の多面的機能の有効性を重視し、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源 10 力年対策の着実な実行、そして森林の多面的機能維持を図るため、森林整備などを推進するため、平成 19 年度予算などにおいても下記の施策展開が図られるよう強く要請するものでございます。

記。1、森林・林業基本計画に基づく多様で健全な森林の整備・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成 19 年度予算の確保等、

必要な予算措置を講じること。

ほか 5 点につき、以上、詳しく記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案にかえさせていただきます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第 29

意見案第 4 号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書

議長（中元優君） 日程第 29 意見案第 4 号雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番佐々木優君。

2 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第 4 号雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書につきましては、広瀬寛人議員外 4 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって、季節的に失業を余儀なくされる 13 万人余りの労働者がおられます。建設業を中心

に、農業、林業、コンクリート2次産業などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事しております。

国の季節労働者冬期援護制度が昭和52年に発足し、30年近くにわたって季節労働者の冬季期間の雇用と生活を支える命綱として重要な役割を果たしてきましたが、平成18年度をもって、これまでの季節労働者冬期援護制度が廃止されます。

さらに、今、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、雇用保険の特例一時金の廃止、あるいは見直しの議論がされています。

特例一時金が廃止されれば、季節労働者の失業中の生活保障がすべて失われることとなります。また、受給資格要件の見直しによる雇用保険の適用からの排除や給付内容の見直しによる給付額の減額は、雇用保険法成立時を上回る深刻な事態が予想されます。

国として、より積極的な支援が求められています。

よって、次のことを国に強く要望いたします。

1、雇用保険の特例一時金の廃止、あるいは改悪を行わないこと。

2、国として季節労働者対策を一層強化をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく賛同をお願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第30

意見案第5号 農地・水・環境保全
向上対策の実施に必要な予算確保を
求める意見書

議長（中元優君） 日程第30 意見案第5号農地・水・環境保全向上対策の実施に必要な予算確保を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1番今利一君。

1番（今利一君） - 登壇 -

意見案第5号農地・水・環境保全向上対策の実施に必要な予算確保を求める意見書は、会議規則第13条の規定により、菊地敏紀議員外6名の賛同により提出するものであります。

農業・農村の経済効率化を進める中、農業の経済低迷・過疎化や高齢化・混住化に陥り、公共財産である農地・農業用水などの資源の適切な保全が困難化している。

一方、国民の環境の関心の高まりの中、良好な農村の環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みが求められている。

そうしたもとの、日本で初めての環境直接支払制度として検討された品目横断的経営安定対策と車の両輪となる政策として位置づけられた。

農地・水・環境保全向上対策が平成19年度から本格実施される。しかし、限られた財政の中で、支援対策を限定した政策設計となっている。また、地方公共団体にも国と同等の財政支援を求めており、財政力の弱い地方自治体では実施見送りが、限定的な実施にとどまるなどの問題を抱えた政策組み立てとなっている。

よって、国においては、すべての地域において、農地・水・環境の適切な保全と質的向

上を図られる推進体制をつくれるよう求めるものであります。

一つ、全国の農業振興地域の農用地を対象する農地・水・環境保全向上対策について、地方公共団体の財政力によって取り組み方に格差が生じないように、地方自治体負担分に対して地方財政措置など十分な財政支援を講ずること。

二つ目に、資源保全施策や農業環境保全施策に取り組む活動団体の負担にならないよう、実績確認など事務処理の簡素化や地域の特性の実情に応じた要件緩和など、弾力的な運用を図ること。

また、本対策と中山間地域等直接支払制度とは、その役割が異なることから重ねて実施できることとされている。その場合、追加要件を早急に明らかにして周知徹底することを求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第31

意見案第6号 放課後子どもプランの
拡充を求める意見書

議長（中元優君） 日程第31 意見案第
6号放課後子どもプランの拡充を求める意見

書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第6号放課後子供プランの拡充を求める意見書につきましては、岡野孝則議員外6名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

厚生労働省と文部科学省は、2007年度の概算要求に小学校の放課後対策を拡充する放課後子供プランを盛り込んでいます。

放課後子供プランは、学童保育である放課後児童健全育成事業と、すべての子供を対象にした放課後児童健全育成推進事業の二つから成り立っております。

学童保育は、保護者が就労のため、昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の子供が対象で、小学校の低学年の子供にとっては家庭にかわる生活の場であり、学校にいるより学童保育で生活している時間の方がはるかに長い。よって、子供の生活の場にふさわしく施設の設置基準や運営基準をつくり、子供の生活を継続して安定的に保障する指導員の配置基準や労働条件の改善が急がれています。

よって、政府、国会に対し、以下の点を対処されるよう強く要望いたします。

一つ、二つの事業を財源をそれぞれ確保し、増額・拡充すること。

2、一本化を口実に、学童保育の内容を变质させないように配慮すること。

3、結果として、二つの事業をそれぞれ充実発展させること。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

賛同いただきますように、よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第32

意見案第7号 医師確保と地域医療に関する意見書

議長(中元優君) 日程第32 意見案第7号医師確保と地域医療に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見案第7号医師確保と地域医療に関する意見書につきましては、横山久仁雄議員外4名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

今、北海道各地で公立病院・公的病院の医師不足によって、診療科目の休廃止や病棟閉鎖、また、診療報酬の削減によって病院経営が悪化し、一部では病院の縮小ないし病院統廃合すら検討されております。

政府は、病院の集約化構想を打ち出していますが、近くの病院が消えることは住民の不安が高まっております。

地域医療の確保は、地域社会の存続の基本的基盤として充実が求められております。

よって、政府、国会、道に対し、以下の点を対処されるよう強く要望いたします。

1、医師不足の改善策として、国と道の責任と負担で医師派遣体制を構築する。北大、札幌医大、旭川医大など医学部定員を増員する。医師の過剰労働の是正と女性医師の就労を支援するなどの有効な対策をとること。

2、公立・公的病院の構造改革の強制をやめ、地域医療を守るため、診療報酬の不合

理制にメスを入れ、地域医療に必要な分野を大幅に増額する。正看護師不足地域では、入院基本料の特例により援助措置をとる。地域医療無視の一方的な医療費削減路線の見直しを図ることなどの抜本的対策をとること。

3、赤十字病院、厚生連、北海道社会事業協会など、公的病院にかかわる財政需要について、公的病院並みに交付税措置の対象とするよう改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第33

意見案第8号 障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書

議長(中元優君) 日程第33 意見案第8号障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見案第8号障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書につきましては、広瀬寛人議員外2名の皆さんの賛同を得て提出いた

します。

障がい者が地域で安心して暮らせる社会にという趣旨で成立した障害者自立支援法の施行から半年が過ぎました。サービス利用の原則1割負担の応益負担の導入などで、大幅な利用者負担増やサービス利用の手控え、施設からの退所、施設報酬激減による小規模作業所の経営存続が危ぶまれるなど、応益負担の撤回、障害者自立支援法の抜本の見直しを求める声が大きく広がっております。

10月からは、新たに補装具、障がい児施設にも応益負担が導入され、地域生活支援事業も始まっていますが、国の補助抑制のもとで、サービスの後退や市町村格差の一層の拡大が懸念されています。

自治体独自の軽減策をとるところが広がっているのも、応益負担による負担増と国の補助抑制の矛盾の根深さを示すものです。

こうした中で、政府も国会質問に答え、これから調査して見直すところは見直すとしております。

よって、政府においては、法に明記された3年後を待たず、速やかに全国調査を行い、応益負担の撤回を初め、障害者自立支援法の抜本の見直しをするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

御賛同いただきますように、よろしく願いいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま

した。

直ちに、関係機関に送付いたします。

市長あいさつ

議長（中元優君） 以上で、本日の日程は終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

平成18年第4回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつの申し上げる機会のお許しいただきましたことに厚くお礼を申し上げますと存じます。

初めに、本議会に御提案いたしました一般会計補正予算を初め、全議案の可決、御承認をいただきましたことに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

本年を振り返ってみますと、戦後最長の景気拡大が続く中、その実感がなく、地方と都市との格差はますます広がりを見せているところでございます。

また、三位一体の改革による制度の見直しにより、財政の硬直化が一段と進み、地方自治体にとりまして大変厳しい状況が続いた年でございました。

本市の基幹産業でございます農業につきましては、春先の低温と天候不順から農作物の生育が心配されましたが、夏は好天に恵まれ、3度の集中豪雨があったにもかかわらず、作柄は豊作でございました。

農業者や関係団体の皆様には、安全で安心できる農畜産物の生産に積極的に取り組んでいただいたところございまして、改めてお礼を申し上げますと存じます。

また、観光面につきましては、上半期の追い込みが昨年同様127万人であります、特に外国人観光客の集客数が急増しており、これまでの地道な取り組みが実を結んだあらわれであり、関係する皆さんに対しまして重

ねてお礼を申し上げるところでございます。

また、来年2月にはスノーボードFISワールドカップ富良野大会、3月には全国高等学校選抜スキー大会の開催が予定されており、多くの入り込みが期待され、スキーの町富良野がPRされることを大きく期待するところでございます。

最後になりましたけれども、本年は公私ともに御指導御鞭撻をいただきまして、重ねて厚くお礼を申し上げますとともに、残すところわずかとなりました議員各位におかれましては、来春、市議会議員改選が行われますので、十分健康には留意されまして、ますますの御活躍と輝かしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げ、ごあいさつをいたします。

ありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（中元優君） - 登壇 -

平成18年第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、議会運営に御尽力をいただいておりますことに心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、今議会に提案されました議案を初め一般質問におきましても、議員各位には大変なる論議をいただいたところであります。これからも市民本意のまちづくり推進のため、議員各位、理事者、行政職の皆さんの一層のお力添えと御活躍をお願いをいたす次第であります。

国の行財政計画は地方に厳しく、今まで経験のないまちづくりが求められるものであります。市民の皆さんが議会に寄せる期待も非常に大きいものと存じます。特に、議会改革特別委員会による審議には、大きな期待を寄せているものと思います。

今年5月より能登市長が誕生し、市制のかじ取りを行っておりますが、市民のための行政を一層推進されますよう期待いたす次第で

あります。

結びに、今年も残すところ、あとわずかとなりましたが、議員、理事者、行政職の皆さんを初め市民の皆様には健康に十分留意され、新しい年を迎えられますよう心より御祈念申し上げまして、あいさつといたしたいと思います。ありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（中元優君） これをもって、平成18年第4回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時18分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日

議 長 中 元 優

署名議員 宮 田 均

署名議員 千 葉 健 一